

# 甲州市高齢者いきいきプラン

甲州市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

2018年度～2020年度

(平成30年度～平成32年度)

2018 (平成30) 年3月

甲 州 市

ごあいさつ

わが国では、高齢化が急速に進行しており、2016年（平成28年）10月1日現在で、高齢化率が27.3%と、世界でも類を見ない高い水準となっています。

本市においても例外でなく、高齢者（65歳以上）人口は増加の一途をたどり、2016年（平成28年）10月には、33.0%に達しており、住民の3人に1人が高齢者となっています。



また、少子化による人口減少、核家族化、生活スタイルの変化に伴い、高齢者を取り巻く環境も大きく様変わりし、高齢者の単身世帯や夫婦世帯など、高齢者のみの世帯が増加傾向にあります。

高齢者の多くは、住み慣れた地域や自宅で自分らしく充実した暮らしを人生の最期まで続けることを望んでいます。このため、さまざまな福祉サービスの組み合わせと社会資源を最大限に有効活用し、協働と連携の中で、地域における支え合いや助け合いとして、「地域力」の重要性が一層高まっています。

この度、甲州市では、地域包括ケアシステムの一層の推進を目指し、2018年度（平成30年度）からの3年間において、市が取り組むべき施策を明らかにした「甲州市高齢者いきいきプラン（甲州市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画）」を策定いたしました。

2025年（平成37年）に「団塊の世代」の方々が後期高齢者である75歳を迎えるにあたり、高齢者福祉施策並びに介護保険事業を、市民の皆様をはじめ、福祉・保健・医療・介護などにおける関係機関と連携し、本計画の基本理念である「高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと安心して暮らすことができる地域づくり」を目指して着実な推進を図ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「甲州市介護保険運営協議会」の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました多くの市民の皆様に衷心より御礼申し上げます。

2018年（平成30年）3月

甲州市長 田辺 篤

# 目次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の法的位置づけ・他計画との関係	2
3 計画の期間	3
4 計画策定の方法	3
5 介護保険制度の改正について	4
第2章 高齢者を取り巻く甲州市の状況	5
1 高齢者の状況	5
2 高齢者等実態調査からみた高齢者の状況	9
3 甲州市の高齢者を取り巻く課題	16
第3章 高齢社会の将来像（2025年の姿）	21
1 高齢者人口推計	21
2 要支援・要介護認定者の推計	22
第4章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念	23
2 基本目標	23
3 重点的な取り組み	26
4 日常生活圏域の設定	27
5 施策の体系	28
第5章 計画の展開	30
基本目標1 自立支援・重度化予防と生きがいづくり	30
基本目標2 住み慣れた地域で暮らすための仕組みづくり	37
基本目標3 高齢者の生活を支える環境づくり	51
基本目標4 介護保険サービスの充実	60
第6章 介護サービス費にかかる費用の見込み	67
1 介護保険サービスの見込み	67
2 介護（介護予防）給付費の見込み	70
3 標準給付費および地域支援事業費の見込み	72
4 第7期介護保険料	73
5 介護保険料の円滑な運営（適正化計画）	75
第7章 計画の推進	76
1 計画推進のための環境整備	76
2 計画の進捗管理と評価	76
参考資料	77

# 第1章 計画策定の概要

## ●●● 1 計画策定の趣旨 ●●●●

我が国では、高齢者の増加が急速に進んでおり、総務省の人口推計によると2016年（平成28年）10月1日現在の65歳以上人口は過去最高の3,459万人となっています。総人口に占める割合（高齢化率）は27.3%で、国民の約4人に1人が高齢者となっています。2017年（平成29年）版高齢社会白書によると、今後も高齢者の増加し、「団塊の世代（昭和22年～昭和24年生まれの世代）」が75歳以上の後期高齢者となる2025年（平成37年）には3,677万人に達すると見込まれています。

高齢者の増加に伴う、介護ニーズの増加、介護にかかる費用の増加が問題とされる中、高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう、国はこれまでに介護保険制度をはじめ、高齢者を取り巻く制度や法律の改正を断続的に行ってきました。

今回、2017年（平成29年）5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

地域包括ケアシステムの深化・推進のための方策としては、「全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化」、「医療・介護の連携の推進等」、「地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等」が掲げられています。

また、現役世代並みの所得のある者については利用者負担割合を見直し、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とするほか、介護納付金における総報酬割の導入を行うことで、介護保険制度の持続可能性の確保を図ることになりました。

本計画は、2025年（平成37年）を見据えた計画として、2015年（平成27年）に策定した『高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画』での取り組みを評価・検証した上で策定するものです。本計画に基づき、中長期的な視点を持ちながら、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までの3年間で、高齢者に関する保健福祉施策を総合的・体系的に展開することにより、地域包括ケアシステムを深化・発展させるとともに、地域の関係者がさまざまな課題に分野を超えて包括的に対応する、「地域共生社会」の実現を目指します。

## ●●● 2 計画の法的位置づけ・他計画との関係 ●●●●

### (1) 法的位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「高齢者福祉計画」及び、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」に位置づけられます。

「高齢者福祉計画」は、高齢者福祉サービスの提供、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進、地域の中で安心・安全に暮らせる環境づくりなど、基本的な高齢者施策分野の政策目標を示すとともに、その実現に向けて取り組むべき施策全般を盛り込んだ計画です。

なお、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていくためには、福祉・保健・医療分野の連携による総合的な取り組みが不可欠であることから、本計画では、特に介護予防にかかわる『保健』施策を含む「高齢者福祉計画」として策定しています。

また、「介護保険事業計画」は、要介護・要支援者等の人数を踏まえ、必要とされるサービスの見込量、介護サービス基盤の整備目標、各種事業の円滑な実施等、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する方策を盛り込んだ計画です。

### (2) 本市における計画上の位置づけ

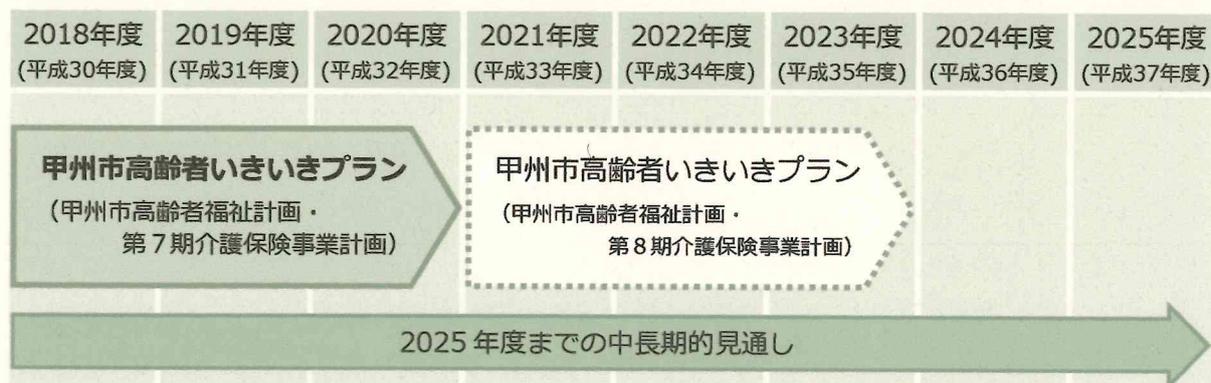
上位計画である「甲州市まちづくりプラン（第2次甲州市総合計画）」の基本目標の一つとして、「健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり」を定めています。

本計画は、その実現に向けた高齢者福祉施策の個別計画として、地域福祉計画をはじめとする関連計画との整合性を保ちながら策定します。

### ●●● 3 計画の期間 ●●●●

本計画の計画期間は、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までの3年間とします。

計画期間の最終年度である2020年度（平成32年度）中には、市民ニーズや社会動向の変化を把握しながら、本計画の取り組み状況について点検するとともに、必要な見直しを行い、次期計画を策定します。



### ●●● 4 計画策定の方法 ●●●●

本計画は、被保険者及び保健・医療・福祉関係者等で構成された「甲州市介護保険運営協議会」における協議結果を踏まえて策定します。

また、関係団体や市民意見を反映させるため次の取り組みを実施しました。

#### (1) 実態調査の実施

計画の策定にあたっては、市内に居住する高齢者の実態・課題等を把握するため、「65歳以上高齢者調査」と「要介護認定者調査」を実施しました。

(結果の詳細は、9～15ページを参照)

#### (2) パブリックコメントの実施

計画素案に対して、市民から幅広い意見を反映させるため、2018年（平成30年）2月5日から2018年（平成30年）2月23日までの間、パブリックコメントを実施しました。

## ●●● 5 介護保険制度の改正について ●●●●

介護保険制度を取り巻く状況が大きく変化している中で、団塊世代が75歳以上となる2025年（平成37年）や、高齢者数がピークを迎える2042年も見据えつつ、引き続き、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、質が高く必要なサービスを提供していくと同時に、財源と人材とをより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することにより、制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

このため、今回の介護保険制度の改正（「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」2017年（平成29年）5月26日成立）では、高齢者の「自立支援」と要介護状態の「重度化防止」を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするため、下記のような考え方が示されています。

### 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」 の主な改正内容

#### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進（介護保険法）
  - 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
  - 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
  - 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
- 3 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等  
(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)
  - 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
  - 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

#### II 介護保険制度の持続可能性の確保

- 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）
- 5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）
  - 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

## 第2章 高齢者を取り巻く甲州市の状況

### ●●● 1 高齢者の状況 ●●●●●

#### (1) 高齢者人口の状況

甲州市の総人口は、2012年（平成24年）の34,728人をピークに年々減少しており、2016年（平成28年）には32,994人となっています。総人口は減少しているのに対して、高齢者人口（65歳以上）は年々増加しており、2016年（平成28年）には10,877人、高齢化率は33.0%と、約3人に1人が高齢者となっています。

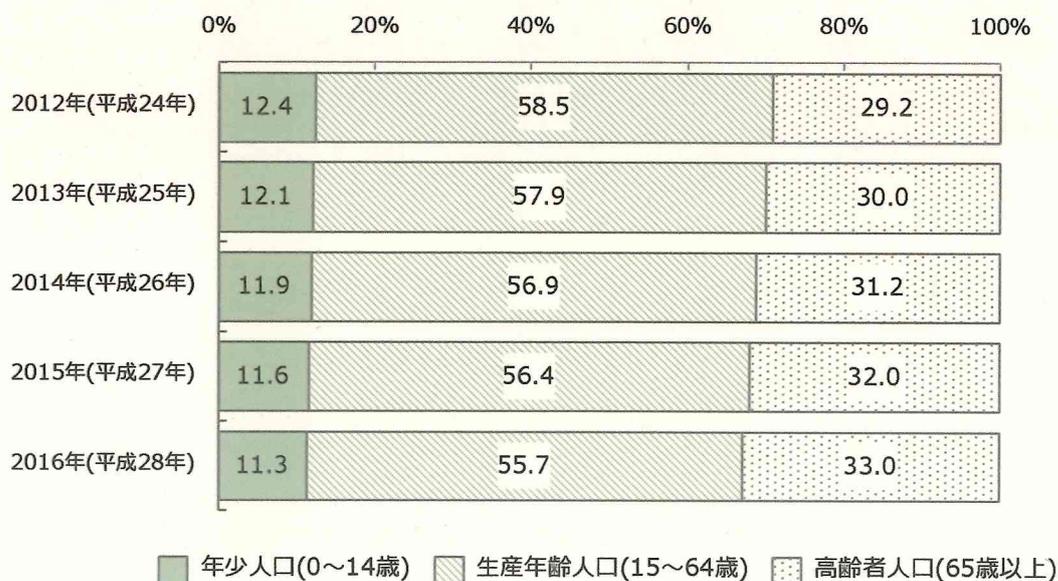
#### < 総人口・年齢3区分人口の推移 >

単位：人

	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)
年少人口 (0～14歳)	4,302	4,156	4,025	3,859	3,739
生産年齢人口 (15～64歳)	20,299	19,856	19,217	18,805	18,378
高齢者人口 (65歳以上)	10,127	10,270	10,550	10,682	10,877
総人口	34,728	34,282	33,792	33,346	32,994

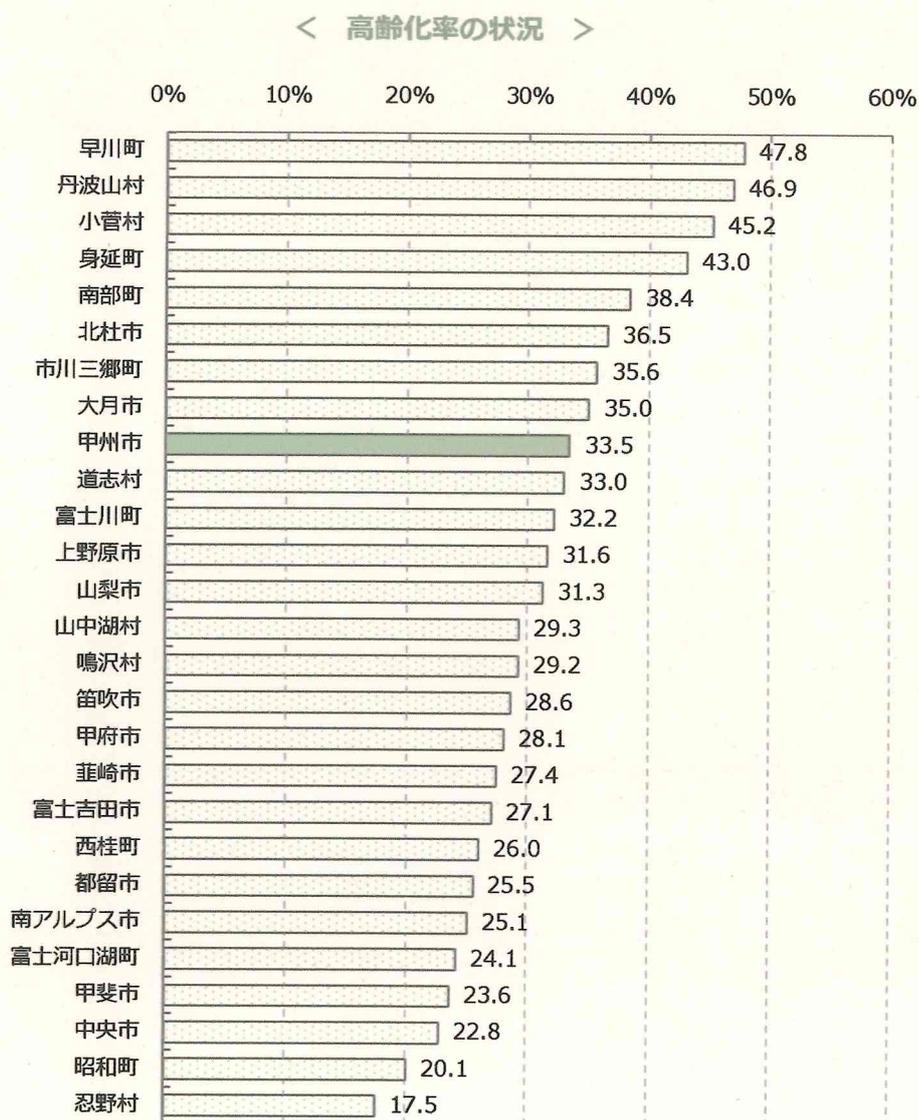
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

#### < 年齢3区分人口比率の推移 >



## (2) 高齢化率の状況（山梨県内27市町村別）

2015年（平成27年）の国勢調査によると、本市の高齢化率は33.5%と県内27市町村中、9番目となっており、山梨県（28.4%）と比較しても高い割合となっています。



出典：2015年（平成27年）国勢調査

### (3) 高齢者世帯の状況

総世帯数は、増加傾向となっていたものの、2017年（平成29年）には13,119世帯と、2016年（平成28年）の13,228世帯から109世帯減少しています。一方、高齢者複数世帯と高齢者夫婦世帯は、ともに増加しています。

在宅ひとり暮らし高齢者は、年々増加しており、2017年（平成29年）には2,368人と、全高齢者人口に対して21.7%を占めています。

#### < 総世帯数に占める高齢者世帯の推移 >

単位：世帯

	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
総世帯数	13,184	13,199	13,224	13,228	13,119
高齢者複数世帯数 ※1	1,654	1,737	1,781	1,826	1,864
高齢者夫婦世帯数 ※2	1,545	1,610	1,692	1,685	1,759
その他高齢者世帯数 ※3	109	127	89	141	105

資料：山梨県高齢者福祉基礎調査(各年4月1現在)

注：※1 複数の高齢者で構成される世帯(※2+※3)

※2 夫婦とも65歳以上の夫婦のみの世帯

※3 すべての世帯構成員が65歳以上の高齢者からなる世帯(高齢者夫婦世帯、ひとり暮らし高齢者世帯は除く)

#### < 在宅ひとり暮らし高齢者数の推移 >

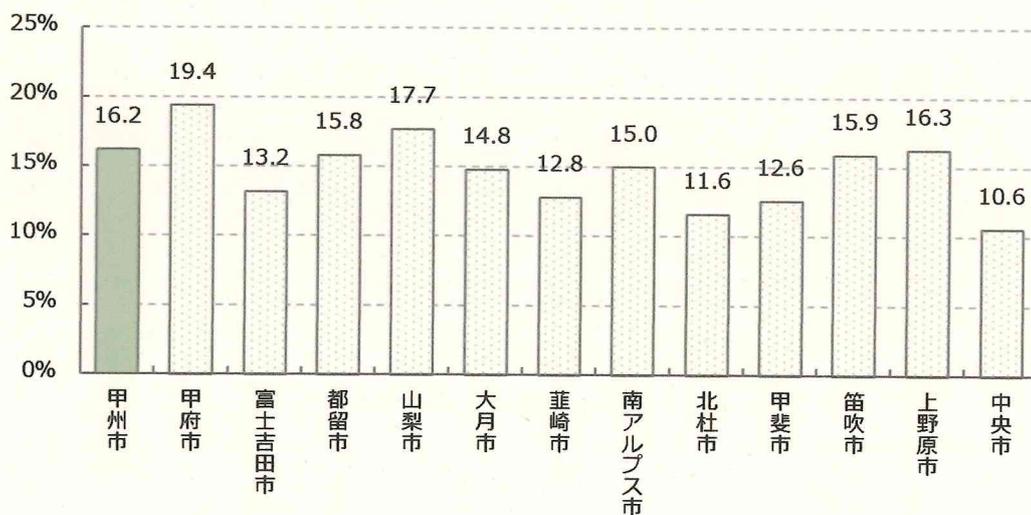
単位：人、%

		2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
山梨県	65歳以上でひとり暮らし	36,802	45,337	47,918	50,180	52,580
	全高齢者人口に対する割合	16.6	19.9	20.5	21.0	21.7
甲州市	65歳以上でひとり暮らし	1,893	2,070	2,201	2,257	2,368
	全高齢者人口に対する割合	18.5	19.8	20.7	20.9	21.7

資料：山梨県高齢者福祉基礎調査(各年4月1現在)

#### (4) 認定率の比較（山梨県内13市別）

本市の認定率は16.2%と県内13市中、4番目となっています。



出典：見える化システム（2017年（平成29年））

●●● 2 高齢者等実態調査からみた高齢者の状況 ●●●●

(1) 調査概要

① 調査の設計

	65歳以上高齢者調査	要介護認定者調査
調査地域	甲州市内全域	
調査対象	65歳以上の方	要介護認定を受けている方
標本数	1,295人	896人
抽出方法	無作為抽出	要介護認定者から無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収	
調査期間	2017年(平成29年)1月16日～1月31日	

② 回収状況

	65歳以上高齢者調査	要介護認定者調査
発送数	1,295	896
有効回収数*	903	517
有効回収率	69.7%	57.7%

\*有効回収数とは、調査票に全く記入の無い白票や回答が著しく少ないもの、施設に入所されている方などを除いた数です。

③ アンケート結果を見る際の注意事項

- ・比率はすべて百分比であらわし、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、百分比の合計が100%にならないことがあります。
- ・基数となるべき調査数は、Nと表示しており、回答比率はこれを100%として算出しています。
- ・複数の回答が許されている設問においては、回答比率の合計が100%を超えることがあります。

(2) 回答者の属性

性別

単位：%

	調査数(人)	男性	女性	無回答
一般高齢者	903	43.4	53.0	3.5
要介護認定者	517	33.1	65.5	1.4

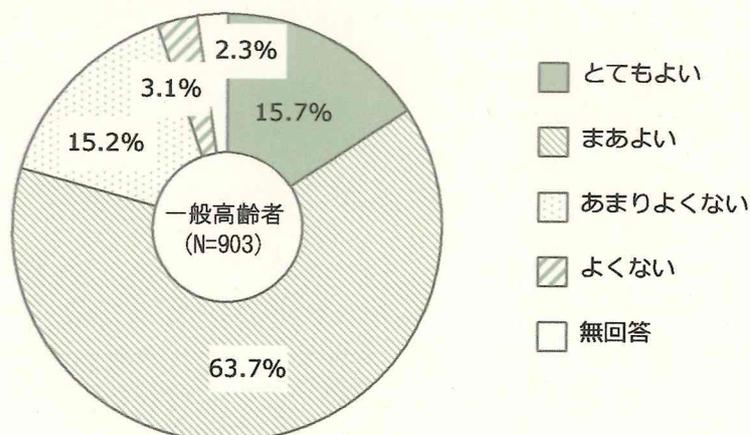
性別

	調査数(人)	65歳未満	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳以上	無回答	
一般高齢者	903		27.1	21.3	20.7	15.3	12.6	3.0	
	調査数(人)	65歳未満	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳以上	無回答
要介護認定者	517	1.7	4.8	5.6	11.0	18.4	26.9	29.8	1.7

### (3) 健康について

健康状態は、「とてもよい」15.7%と「まあよい」63.7%を合わせた“よい”が、約8割を占めています。

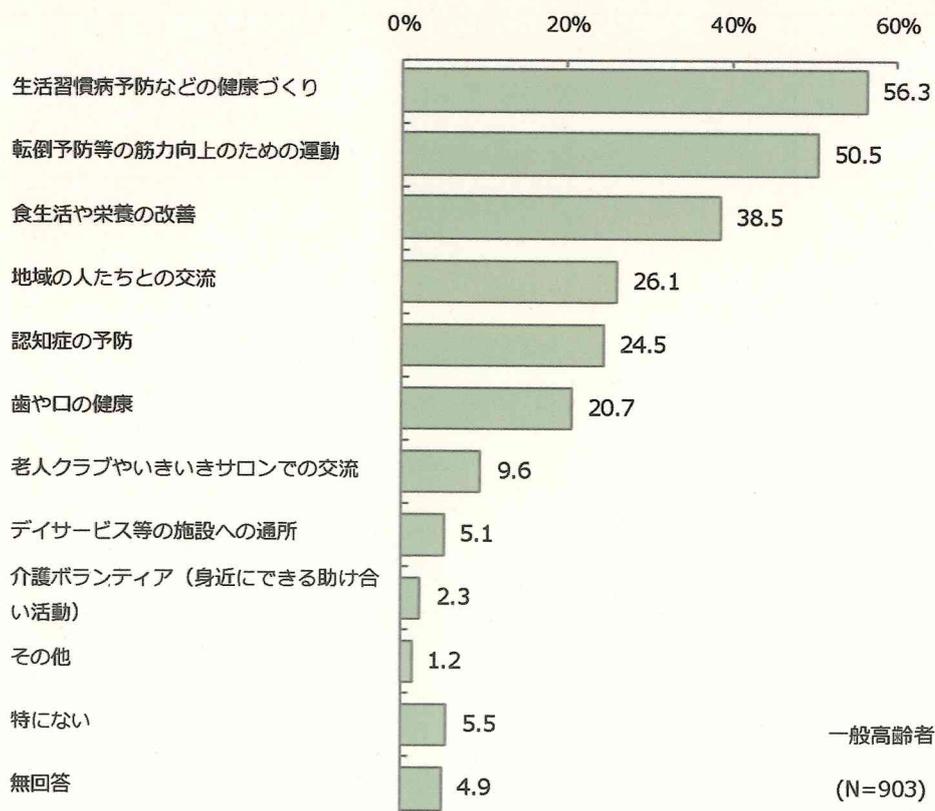
#### ■ 現在の健康状態【一般高齢者】



### (4) 介護予防について

寝たきりや要介護状態を予防するために必要なことは、「生活習慣病予防などの健康づくり」56.3%や「転倒予防等の筋力向上のための運動」50.5%などが多くなっています。

#### ■ 寝たきりや要介護状態を予防するために必要だと思うこと（複数回答）【一般高齢者】

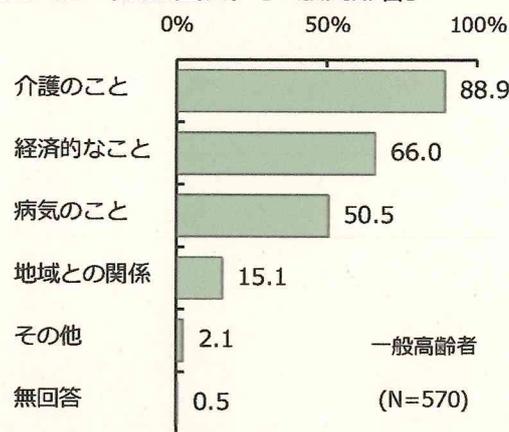
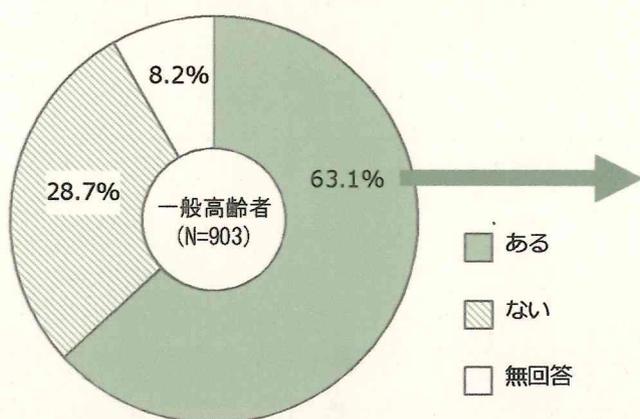


## (5) 認知症について

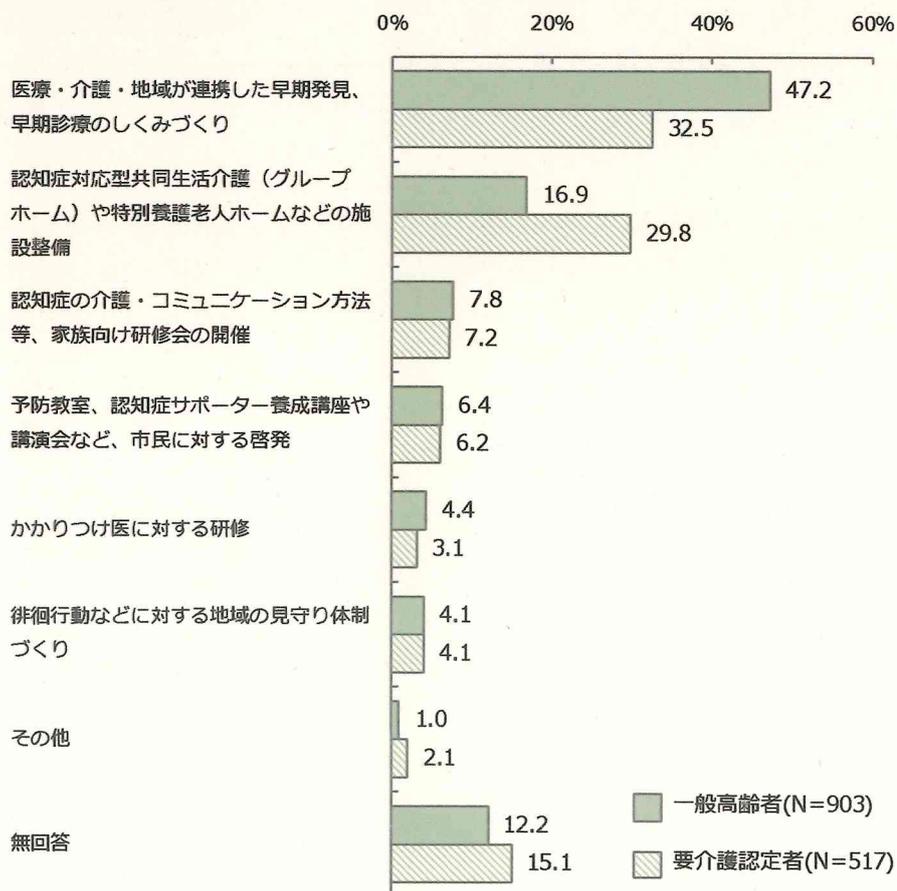
自分や家族が認知症になった時にどうしたらいいのか考えたことが「ある」は6割で、考えた内容は「介護のこと」88.9%や「経済的なこと」66.0%が多くなっています。

認知症対策を進めていく上で重点を置くべきことは、一般高齢者・要介護認定者ともに「医療・介護・地域が連携した早期発見、早期診療のしくみづくり」や「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や特別養護老人ホームなどの施設整備」が多くなっています。

- 自分や家族が認知症になった時にどうしたらいいのか考えたことの有無【一般高齢者】
- 自分や家族が認知症になった時のこととして考えた内容（複数回答）【一般高齢者】



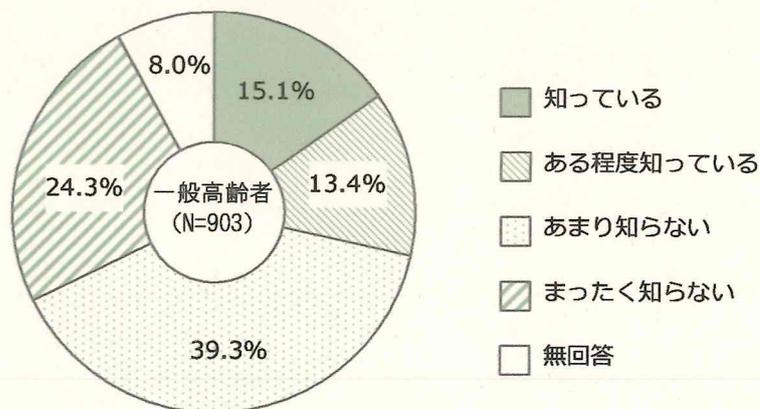
- 認知症対策を進めていく上で、今後、重点を置くべきこと【共通設問】



## (6) 介護保険制度やサービスについて

地域包括支援センターの認知度は、「知っている」15.1%と「ある程度知っている」13.4%を合わせた“知っている”は約3割となっています。

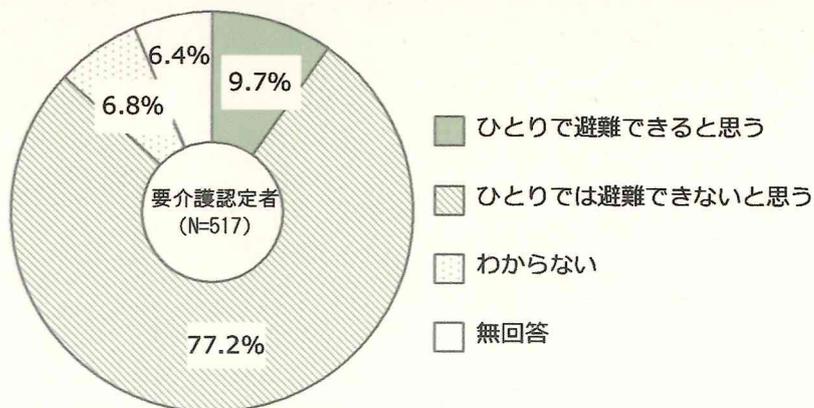
### ■ 地域包括支援センターの認知度【一般高齢者】



## (7) 災害などの緊急事態の対応

災害などの緊急事態が発生した場合、ひとりで避難場所まで避難できると思うかは、「ひとりでは避難できないと思う」が77.2%と、約4人に3人の割合となっています。

### ■ 災害などの緊急事態が発生した場合の、ひとりでの避難場所までの避難可否【要介護認定者】

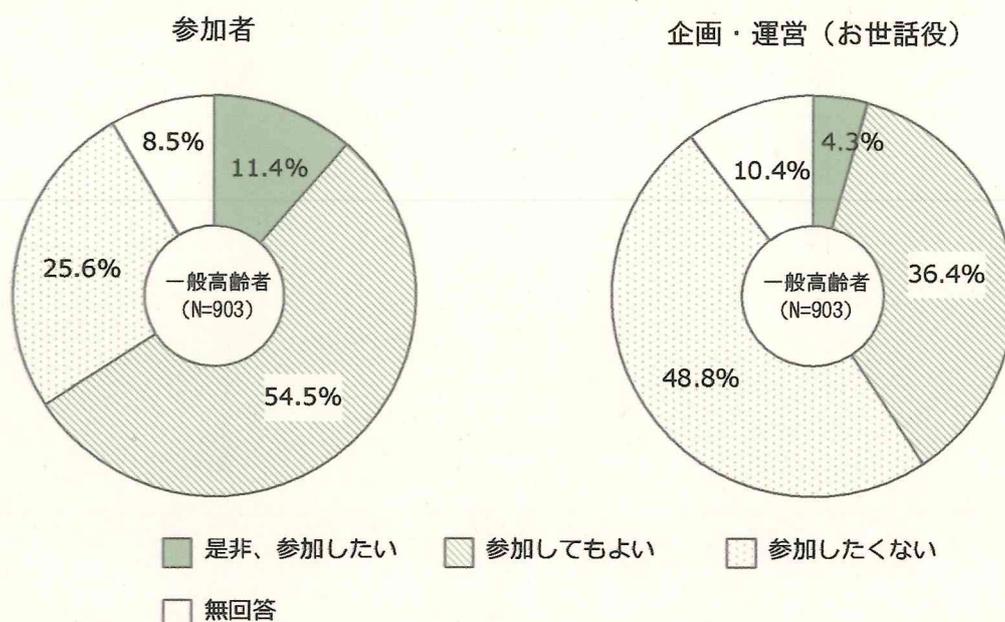


## (8) 地域活動や「たすけあい」について

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動に、参加者として「是非、参加したい」と答えた人は11.4%、「参加してもよい」は54.5%と半数を超えています。一方、企画・運営（お世話役）としては、「参加したくない」が約半数を占めています。

地域の人にしてほしいと思う支援、自分ができる支援ともに「急病など緊急時の手助け」や「災害時の手助け」が多くなっています。

- 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進める場合の活動への参加意向【一般高齢者】



- 日常生活上の支援が必要になった場合に地域の人にしてほしいと思う支援（複数回答）【一般高齢者】
- とより近所に、高齢や病気・障害等で困っている家庭があった場合に自分ができる支援（複数回答）【一般高齢者】

してほしい支援 上位5位 (N=903)	割合 (%)
急病など緊急時の手助け	41.4
災害時の手助け	37.5
買い物	23.5
外出の際の移動手段	23.4
安否確認等の定期的な声かけ・見守り	20.3

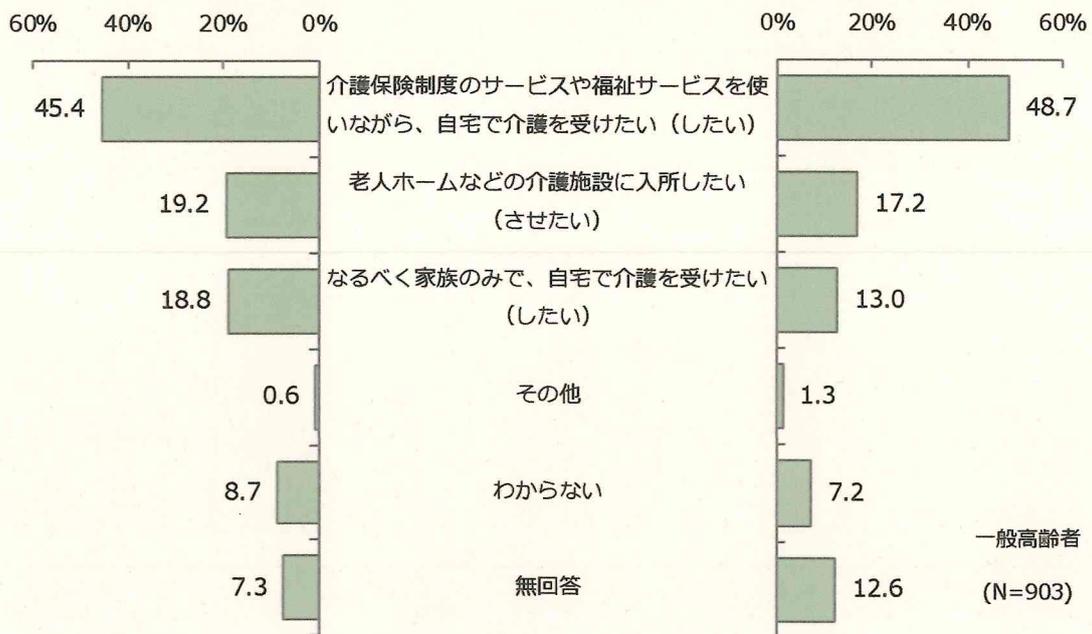
自分ができる支援 上位5位 (N=903)	割合 (%)
急病など緊急時の手助け	43.2
安否確認等の定期的な声かけ・見守り	41.2
災害時の手助け	40.3
ごみ出し	30.2
買い物	29.0

### (9) 今後の生活について

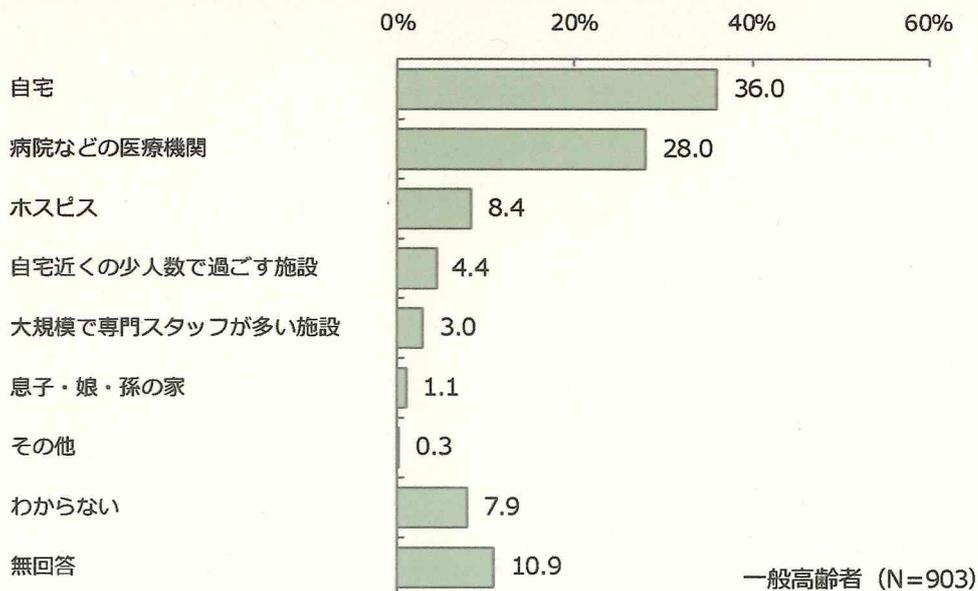
自分自身や家族に介護が必要になったときは、「介護保険制度のサービスや福祉サービスを使いながら、自宅で介護を受けたい（したい）」が4割を超えています。

死期が迫っている（6か月程度あるいはそれより短い期間を想定）と告げられた場合の療養先も、「自宅」と答えた人が最も多くなっています。

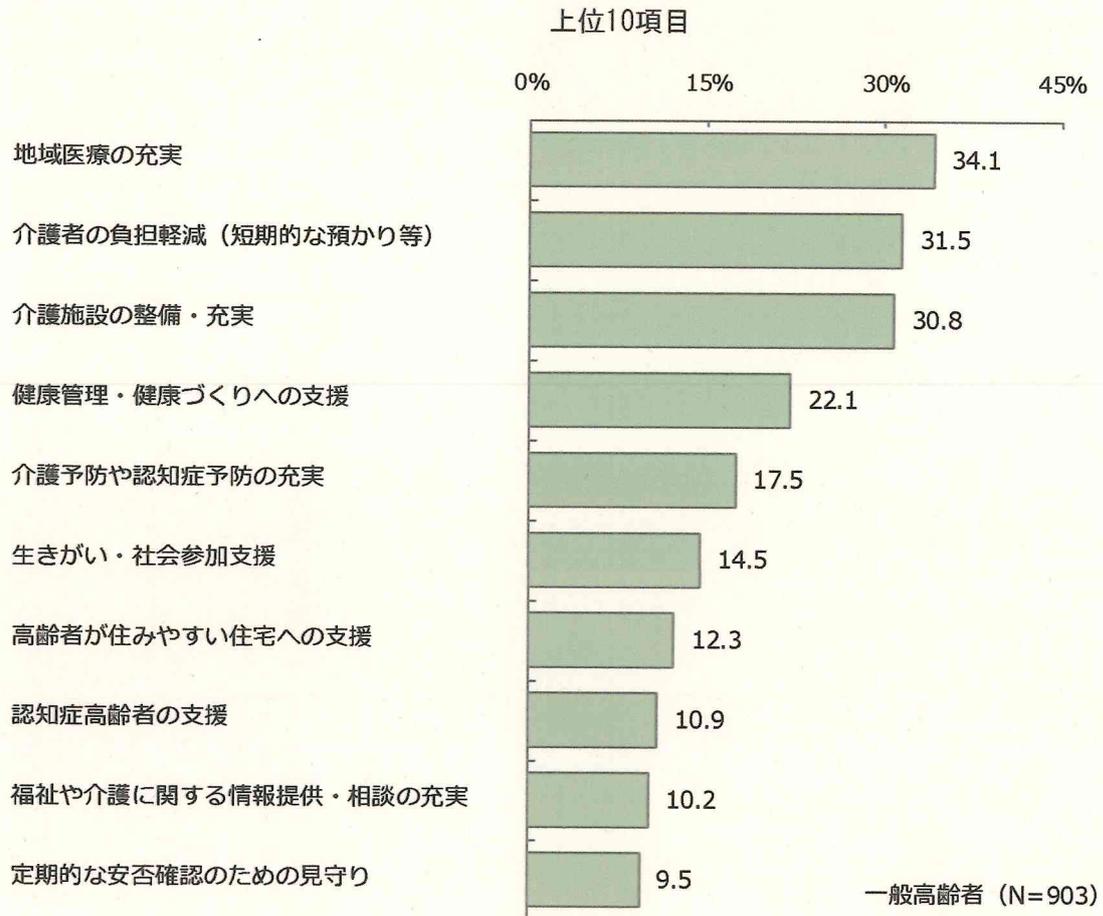
- 自分自身に介護が必要となった場合の、介護に関する希望【一般高齢者】
- 家族に介護が必要となった場合の、介護に関する希望【一般高齢者】



- 将来、仮に治る見込みがなく死期が迫っている（6か月程度あるいはそれより短い期間を想定）と告げられた場合に、希望する療養場所【一般高齢者】



■ 高齢者のために、今後、市に力を入れてほしい施策（複数回答）【一般高齢者】



### ●●● 3 甲州市の高齢者を取り巻く課題 ●●●●

介護予防・日常生活圏域二一ズ調査、在宅介護実態調査、甲州市介護保険運営協議会及び介護保険事業計画策定部会による協議により、第6期計画での取り組みに対して見えてきた課題を整理しました。

#### (1) 健康づくり・介護予防について

##### 現 状

- 調査では、現在治療中又は後遺症のある病気は「高血圧」「目の病気」「筋骨格の病気」「糖尿病」が多い。
- 調査では、寝たきりや要介護状態を予防するために必要なことは、「生活習慣病予防などの健康づくり」「転倒予防等の筋力向上のための運動」が多い。
- 介護予防事業（すこやか脳教室、いきいき健幸教室、健幸隊、家庭でできる筋力アップ体操）を実施した。

単位：人

	2015年（平成27年）	2016年（平成28年）	2017年（平成29年）
すこやか脳教室参加者数	127	105	76
いきいき健幸教室参加者数	1,231	1,221	1,232
健幸隊参加者数	477	843	662
家庭でできる筋力アップ体操	CATVで毎日放送	CATVで毎日放送	CATVで毎日放送

##### 課 題

- 介護予防等に関する知識の普及や市が行う介護予防事業の啓発等が必要
- 介護予防事業の更なる充実が必要

#### (2) 高齢者の社会参加について

##### 現 状

- 調査では、地域の活動について、「組、区への参加頻度」が多い一方、「スポーツ関係のグループやクラブへの参加頻度」「学習・教養サークルへの参加頻度」「老人クラブへの参加頻度」が少ない。

##### 課 題

- 高齢者の生きがいづくりについて、個人や団体での参加を促進するための情報提供が必要

### (3) 介護サービスについて

#### 現 状

- 調査では、現在抱えている傷病は「認知症」「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」が多い。
- 調査では、今後の在宅生活の継続に必要と思う支援・サービスは「外出同行（通院、買い物など）」「掃除・洗濯」「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「見守り、声かけ」が多い。
- 調査では、家族や親族の中で介護を主な理由で仕事を辞めた方は9.5%であった。
- 地域密着型特別養護老人福祉施設を整備した。
- 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）を開始した。

#### 課 題

- 生活支援体制整備の充実が必要
- 地域密着型サービスの充実が必要
- 在宅医療・介護連携体制の充実が必要
- 外出支援に対する事業の拡大が必要
- 家族介護者への相談支援の充実及び介護離職防止のための介護保険サービスの組合せへの支援が必要

### (4) 認知症について

#### 現 状

- 調査では、「認知症になっても安心して暮らしていけるために入院治療が継続できる施設の充実や認知症の状態に応じた適切なサービス体制の充実」が支援内容として挙げられている。
- 認知症予防教室を実施した。
- もの忘れ相談を月1回実施した。
- 認知症初期集中支援チーム員会議を月1回実施した。
- 認知症ケアパスの活用を推進した。
- 認知症カフェ（オレンジカフェ）を月1回開催した。
- 徘徊SOSネットワーク事業を推進した。

#### 課 題

- 医療・介護・地域が連携した早期発見、早期診療の仕組みづくりのさらなる充実が必要
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などの施設整備が必要
- 認知症支援のさらなる周知・啓発が必要

## (5) 高齢者の見守りについて

### 現 状

- 緊急時に、ひとりで避難場所まで避難できるか心配のある人が多い。
- 地震や火災、相談事があったとき近所に頼れる人がいないなど、何かあったときに心配のある人が多い。

### 課 題

- 安否確認・避難誘導體制の確立が必要
- 住民が担い手として参加する住民主体の活動の体制づくりが必要

## (6) 計画値と実績値との比較

### 要支援・要介護認定者数の状況

- 第6期計画では、要支援・要介護認定者数を増加傾向と見込んでいたが、実際には横ばい傾向となっている。
- 認定率は16%台で横ばいに推移している。

単位：人

	計画値			実績値		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
要支援1	149	156	159	113	143	99
要支援2	165	169	171	196	201	191
要介護1	328	336	342	266	264	278
要介護2	416	437	453	400	364	389
要介護3	334	341	364	341	362	353
要介護4	343	354	364	310	314	317
要介護5	151	141	131	150	167	161
総数	1,886	1,934	1,984	1,776	1,815	1,788
65歳以上高齢者数	10,598	10,775	10,951	10,682	10,877	10,943
認定率 (%)	17.8	17.9	18.1	16.6	16.7	16.3

## (2) 給付費の状況

○介護予防サービスでは、第6期計画での計画値に対して実績値は9割未満と下回る結果となった。

○介護サービスでは、ほぼ計画値通りの推移となっている。

### ①介護予防サービス

単位：千円

	計画値			実績値		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)
<b>(1) 介護予防サービス</b>						
介護予防訪問介護	16,550	16,477	8,787	18,045	19,912	13,705
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	8	8
介護予防訪問看護	537	317	384	2,468	1,685	2,086
介護予防訪問リハビリテーション	3,840	4,778	5,759	5,161	3,410	2,153
介護予防居宅療養管理指導	144	104	57	428	513	699
介護予防通所介護	33,508	32,368	17,964	32,119	33,962	25,058
介護予防通所リハビリテーション	20,732	22,742	25,010	17,976	19,924	20,480
介護予防短期入所生活介護	1,196	1,567	1,959	1,410	527	591
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	3,221	3,349	3,422	4,040	5,100	5,925
特定介護予防福祉用具購入費	15,726	16,106	16,275	907	751	670
介護予防住宅改修	7,340	9,266	11,084	3,555	2,465	4,084
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	957	1,161	917
<b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b>						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	2,817	0	256	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
<b>(3) 介護予防支援</b>						
	9,961	9,381	8,602	12,090	13,109	11,740
合計	112,755	116,455	102,120	99,156	102,783	88,116
計画比 (%)	-	-	-	87.9	88.3	86.3

## ②介護サービス

単位：千円

	計画値			実績値		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)
<b>(1) 居宅サービス</b>						
訪問介護	141,295	135,319	138,437	135,241	130,269	134,355
訪問入浴介護	12,257	10,038	9,662	15,787	16,311	17,077
訪問看護	33,136	28,629	27,960	32,948	32,224	37,781
訪問リハビリテーション	31,477	35,373	41,033	23,074	23,389	21,704
居宅療養管理指導	13,156	14,851	17,860	11,051	10,479	13,271
通所介護	534,213	547,799	589,445	524,833	426,980	452,858
通所リハビリテーション	169,874	160,775	159,322	176,877	173,374	181,220
短期入所生活介護	286,700	286,680	318,734	260,271	263,737	288,702
短期入所療養介護	1,849	1,892	2,042	4,368	3,987	3,038
福祉用具貸与	67,141	62,190	62,292	66,411	67,485	75,966
特定福祉用具購入費	3,629	3,892	4,297	2,368	2,704	3,357
住宅改修費	8,408	6,186	5,723	6,881	8,786	7,881
特定施設入居者生活介護	52,751	70,341	84,968	38,139	38,284	51,999
<b>(2) 地域密着型サービス</b>						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	10,370	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	38,764	33,722	31,362	42,717	42,369	49,390
小規模多機能型居宅介護	0	0	27,179	246	2,528	1,088
認知症対応型共同生活介護	101,720	101,523	101,523	100,467	103,072	114,858
地域密着型特定施設入居者生活介護	47,681	47,681	47,681	37,745	38,022	37,062
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	257,728	347,884	347,884	250,903	273,431	357,897
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護		0	0		102,169	105,908
<b>(3) 施設サービス</b>						
介護老人福祉施設	473,357	472,442	472,442	474,772	471,648	480,630
介護老人保健施設	456,775	455,893	455,893	449,360	457,749	422,794
介護療養型医療施設	7,593	7,578	7,578	8,720	10,202	8,247
<b>(4) 居宅介護支援</b>	139,571	136,127	138,822	149,670	152,243	160,010
合 計	2,879,075	2,966,815	3,102,509	2,812,849	2,851,442	3,027,093
計画比 (%)	-	-	-	97.7	96.1	97.6

## 第3章 高齢社会の将来像（2025年の姿）

### ●●● 1 高齢者人口推計 ●●●●

2012年（平成24年）から2016年（平成28年）の性別・各歳別の人口変化率を用いて、甲州市の人口を推計すると、2016年（平成28年）の32,994人から2025年（平成37年）には28,524と、4,470人減少することが予想されます。高齢者人口の状況は、2025年（平成37年）には前期高齢者が4,471人、後期高齢者が6,238人と、高齢者の約6割が後期高齢者になると予想されます。

#### < 総人口と高齢者数推計の推移 >

単位：人

	実績値		推計値				
	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2025年 (平成37年)
総人口	33,346	32,994	32,517	32,034	31,545	31,042	28,524
第1号被保険者	10,682	10,877	10,943	10,956	10,960	10,928	10,709
65～69歳	2,706	2,975	2,933	2,811	2,599	2,479	2,130
70～74歳	2,217	2,058	2,113	2,190	2,398	2,566	2,341
75～79歳	1,930	1,980	2,026	2,087	2,114	2,052	2,382
80～84歳	1,732	1,689	1,664	1,643	1,626	1,624	1,727
85～89歳	1,212	1,257	1,274	1,293	1,306	1,279	1,192
90歳以上	885	918	933	932	917	928	937
第2号被保険者	11,158	10,885	10,667	10,496	10,316	10,151	9,274
総数	21,840	21,762	21,610	21,452	21,276	21,079	19,983

資料：住民基本台帳※2017年（平成29年）以降は推計値

#### < 高齢者数推計の推移 >



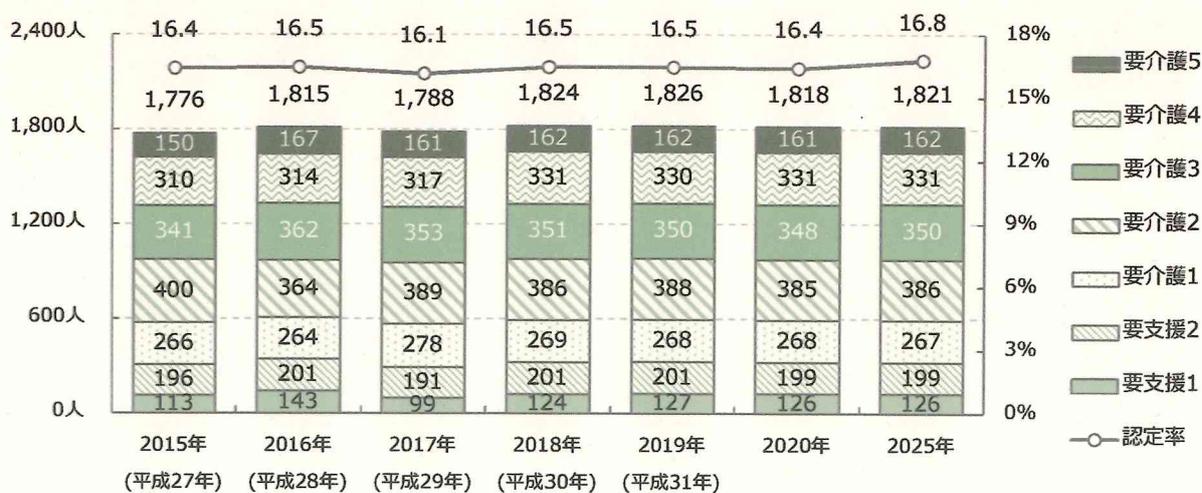
●●● 2 要支援・要介護認定者の推計 ●●●●

介護度別にみると、要介護2～4が多く、2025年には要介護2が386人（21.2%）、要介護3が350人（19.2%）、要介護4が331人（18.2%）と、いずれも約2割を占めるものと見込まれます。

< 要介護認定者数の推計 >

単位：人

1号+2号	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2025年 (平成37年)
要支援1	113	143	99	124	127	126	126
要支援2	196	201	191	201	201	199	199
要介護1	266	264	278	269	268	268	267
要介護2	400	364	389	386	388	385	386
要介護3	341	362	353	351	350	348	350
要介護4	310	314	317	331	330	331	331
要介護5	150	167	161	162	162	161	162
総数	1,776	1,815	1,788	1,824	1,826	1,818	1,821
認定率 (%)	16.4	16.5	16.1	16.5	16.5	16.4	16.8



## 第4章 計画の基本的な考え方

### ●●● 1 基本理念 ●●●●

#### 高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと 安心して暮らすことができる地域づくり

本市では、総合計画において、まちづくりの基本目標のひとつを「健やかに心ふれあう 健康・福祉のまちづくり」と定め、高い水準の福祉都市を標榜しています。また、地域福祉計画における目指す基本テーマを「支えあい、安心・安全の暮らしづくり」と定めています。

本計画においても、これら上位計画の理念、テーマを継承し、高齢者が自ら健康づくりに努め、地域社会において健康でいきいきと活躍し、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域や人とのつながりを保ちつつ、自分らしい生活を人生の最期まで安心して続けられるよう、高齢者を含めた多様な主体が支え合う地域づくりを目指します。

### ●●● 2 基本目標 ●●●●

基本理念である「高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと安心して暮らすことができる地域づくり」を目指し、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて以下の4つの基本目標を定め、施策を推進します。

- 基本目標1 自立支援・重度化予防と生きがいづくり
- 基本目標2 住み慣れた地域で暮らすための仕組みづくり
- 基本目標3 高齢者の生活を支える環境づくり
- 基本目標4 介護保険サービスの充実

## 基本目標 1 自立支援・重度化予防と生きがいづくり

- 我が国の平均寿命は50歳から80歳まで伸び、人生90年時代も間近となっています。高齢者がいつまでも元気で、生きがいのある暮らしの実現を目指します。
- 元気なうちから健康づくり・介護予防に励むよう、健康づくりについては高齢者一人ひとりの日常における自主的な取り組みを基本にしながらも、生活習慣病予防と介護予防の観点から、地域みんなに関心を持ち、取り組んでいけるよう、その環境づくり等への支援を行います（生活習慣病予防は「甲州市健康増進計画」に基づくものとします）。
- 高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、高齢者が自ら担い手となり、さまざまな社会参加ができる機会・仕組みづくりに取り組みます。

## 基本目標 2 住み慣れた地域で暮らすための仕組みづくり

- 地域のつながりの希薄化が懸念される中、高齢者のひとり暮らし世帯や夫婦のみの世帯など、高齢者のみ世帯が増加しており、日常生活の軽微な困り事の蓄積により、高齢者が地域で自立した生活を送ることが困難になることも考えられます。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉関係機関や地域住民等の協力を得ながら、身近な地域（日常生活圏域）で支え合い、助け合う地域包括ケア体制の構築に取り組みます。
- 高齢者の自立支援の観点から、行政だけではなく、高齢者や地域のボランティア等の、さまざまな主体が高齢者を支える地域づくりを進めます。
- 高齢者を介護する家族介護者に対しては、少しでも介護による身体的・精神的な負担を軽減できるような支援を行います。
- 地域で支え合う仕組みと体制づくりにより、今後も増加が予想される認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等を地域で見守り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

### 基本目標3 高齢者の生活を支える環境づくり

- 高齢者が住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしく、安心して暮らしていくためには、高齢者に優しいまちづくりの推進が重要です。在宅医療・介護の連携強化や認知症対策、生活ニーズに応じた住まいの確保など、多職種と連携して取り組むことが必要です。
- バリアフリーの一層の推進など、安全・安心な生活環境づくりを進めます。
- 医療ニーズに対応可能なサービスの提供や、施設入所が必要な状態になっても安心して暮らせるよう、高齢者のニーズに合った住まい・施設の整備を進めます。

### 基本目標4 介護保険サービスの充実

- 今後、高齢者が増加する一方で、介護保険制度を支える生産年齢人口は減少し、人口減少・少子高齢化がますます進行するものと見込まれています。高齢化に伴い、要介護認定者の増加、認知症高齢者の増加、介護給付費の増加が推測されます。
- 必要なときに安心して介護保険等のサービスを利用できるよう、サービス事業者等の協力を得ながら、サービスの質の確保と安定的なサービス提供に向けた取り組みを進めます。
- 介護保険制度を健全に維持、運営していく仕組みづくりを進めます。

## ●●● 3 重点的な取り組み ●●●●

### (1) 元気な高齢者の活躍の場の拡充

高齢者を「支えられる人」から「支える側の人材」として捉え、生活支援サービスの担い手、シルバー人材センター等における活躍を支援し、生きがいや張り合いを持って生活を送るための環境整備を図ってきました。

第7期計画では、心も身体も充実した毎日が送れるよう、高齢者の生きがいづくり、社会参加への促進を行い、高齢者が健やかに生きがいを持って活力ある生活ができる体制づくりを進めます。

### (2) 2025年（平成37年）を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢化に伴い、介護や医療を必要とする高齢者の増加が見込まれている中、介護、医療、介護予防、住まい、生活支援サービスを一体的に提供し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう支援していく「地域包括ケアシステム」の考え方が非常に重要となっています。

本市においても、国の動向等を踏まえ、第6期計画にて地域包括ケアシステムの構築を掲げ、生活支援サービスの体制整備等を推進してきました。第7期計画では、地域ケア会議の充実や地域包括ケアに関わる人材育成及び人材確保、ネットワークの強化を行い、地域包括支援センターを中心に、さらなる地域包括ケアシステムの深化・推進をしていきます。

### (3) 地域共生社会の実現に向けた地域力の向上

介護保険法等の改正により、高齢者、障害者、児童等を対象とした福祉分野において、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指す「我が事・丸ごと」の地域づくりが重要とされています。

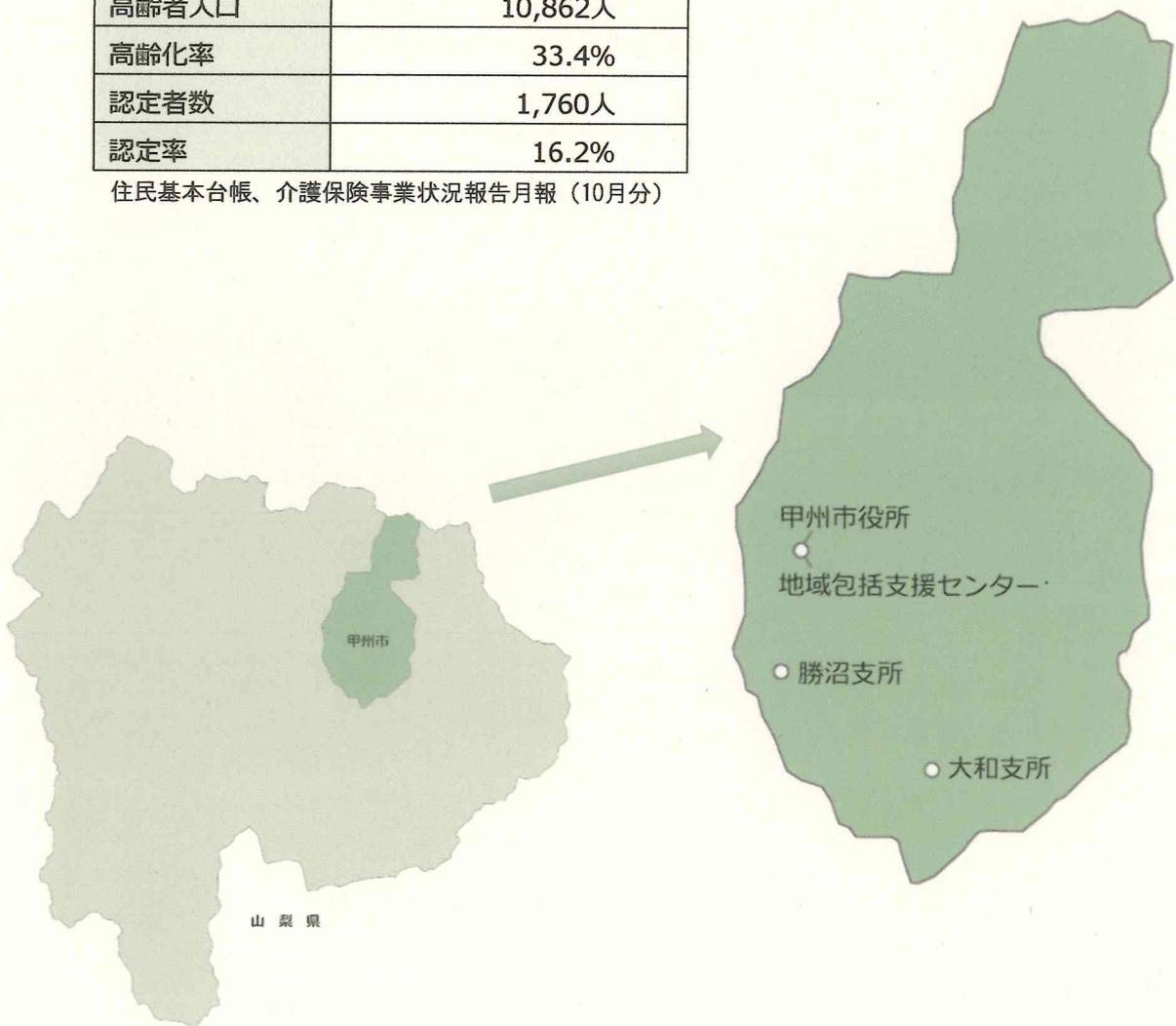
現在、本市では、自治会、民生委員児童委員、老人クラブ等の多くの地域組織が活動しており、これら組織が連携することで、地域力の向上を図り、地域住民主体の見守り活動や生活支援体制の拡充を図ります。

●●● 4 日常生活圏域の設定 ●●●●

第6期計画を継承し、高齢者が要介護となっても住み慣れた地域で生活続けることができるよう、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、市内を1つの圏域とします。

	2017年（平成29年）9月末日
総人口	32,481人
高齢者人口	10,862人
高齢化率	33.4%
認定者数	1,760人
認定率	16.2%

住民基本台帳、介護保険事業状況報告月報（10月分）





- 1 介護予防把握事業
- 3 地域介護予防活動支援事業
- 5 住民主体の支援活動の推進
- 7 甲州市健康増進計画の推進
- 9 後期高齢者医療健康診査の実施

- 2 介護予防普及啓発
- 4 一般介護予防事業評価事業
- 6 地域リハビリテーション活動支援事業
- 8 国民健康保険特定健康診査等実施計画の推進
- 10 高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の実施

- 1 老人クラブ活動への支援
- 3 スポーツ・レクリエーションの振興
- 5 就業等の支援
- 7 ボランティアの育成及び環境整備

- 2 生涯学習の推進
- 4 地域活動・社会活動への参加の推進
- 6 ボランティア活動への参加及び支援

- 1 地域包括支援センターの機能充実
- 3 高齢者虐待防止と成年後見制度の利用支援
- 5 介護支援専門員への支援とネットワークの構築
- 7 地域ケア会議の推進

- 2 総合相談体制の充実
- 4 介護予防ケアマネジメントの推進
- 6 介護者・家族への支援
- 8 生活支援体制整備事業

- 1 認知症予防教室の実施
- 3 認知症キャラバンメイトのフォローアップ研修の実施
- 5 認知症初期集中支援の推進
- 7 認知症ケアパスの活用

- 2 認知症サポーター養成（出前講座）
- 4 もの忘れ相談の実施
- 6 認知症地域支援推進員の設置
- 8 徘徊SOSネットワーク事業の実施  
（認知症等により行方不明となった高齢者を早期に発見できるネットワーク・システム）
- 10 認知症の現状と支援についての啓発

- 1 介護予防・生活支援の基盤整備
- 3 介護用品支給サービス  
（要介護4以上の認定者のみ）
- 5 配食サービス
- 7 緊急通報システム設置（ふれあいペンダント）
- 9 その他の生活支援サービス

- 2 らくらくお出かけサービス
- 4 訪問理美容サービス
- 6 軽度生活援助サービス
- 8 高齢者日常生活用具の給付

- 1 在宅医療と介護の切れ目ない提供体制の構築

- 1 高齢者虐待防止・地域見守りネットワークの構築
- 3 消費者被害防止の取り組み

- 2 成年後見制度活用促進体制の強化

- 1 住宅改修相談・住宅改修費の支給・助成
- 3 老人福祉施設の充実
- 5 民間事業者への指導・啓発
- 7 公共交通機関への働きかけ

- 2 高齢者の多様な住まいの支援
- 4 ユニバーサルデザインの導入
- 6 市民バス・デマンドバスの運行
- 8 市民の防災意識向上のための取り組み  
（避難行動要支援者支援制度）
- 10 高齢者の交通安全に対する取り組み促進
- 12 相互扶助精神の普及

- 9 安否確認・避難誘導體制の確立
- 11 防災・防犯意識の強化

- 1 居宅サービスの提供基盤の充実
- 3 施設サービスの提供基盤の充実

- 2 地域密着型サービスの提供基盤の充実

- 1 介護支援専門員の資質・専門性の向上に対する支援
- 3 事業所監査指導

- 2 関係各機関との連携

- 1 介護サービスの積極的な情報提供
- 3 インターネット等の多様な媒体の利用
- 5 民生委員・児童委員等による広報・啓発活動の実施
- 7 相談支援体制の充実
- 9 苦情処理窓口の周知

- 2 広報誌等による啓発活動の実施
- 4 パンフレット・ポスター等の作成・配付
- 6 関係各機関との連携強化
- 8 相談窓口の充実
- 10 総合的な情報ネットワークの構築

## 第5章 計画の展開

### 基本目標 1 自立支援・重度化予防と生きがいづくり

健康な生活を続け、介護を受けることなく生活することは、誰もが望むことです。高齢者が、日常的な介護を必要とせず、自立して暮らすためには、元気なうちから健康づくりに取り組むことが重要です。そのためには、高齢者が自分の健康について考え、健康づくりや疾病予防の重要性を正しく理解して実践できるように各種支援を行います。また高齢者が介護予防について関心を持ち、普段の生活の中で積極的に取り組むことができるよう、知識の普及を行い、また、地域ぐるみで取り組めるようその体制づくりを推進します。

また、高齢者の社会参加は、高齢者の生きがいのみならず、閉じこもり防止、身体機能の向上、地域貢献につながるなど重要な活動です。

そのため、高齢者自身も地域社会を支える担い手として、一層の社会参加ができるように情報の提供や社会参加へのきっかけづくり、活動場所確保のための支援を推進します。

#### ～ 施策の展開 1 ～

### 元気な暮らしの実現

#### 1 介護予防把握事業

##### ■ 事業内容 ■

65歳以上の一般高齢者を対象に、閉じこもり等何らかの支援を要する者を早期に把握し、介護予防活動につなげています。

##### ■ 今後の方針 ■

収集した情報等の活用により、何らかの支援を要する方を把握し介護予防活動へつなげます。

## 2 介護予防普及啓発

---

### ■ 事業内容 ■

介護予防に役立つ知識の普及啓発を図り、介護予防の推進に取り組んでいます。

### ■ 今後の方針 ■

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するパンフレット等の作成及び配布を行います。また、介護予防教室、出前講座の開催や介護予防手帳の普及・活用を推進します。

## 3 地域介護予防活動支援事業

---

### ■ 事業内容 ■

気軽に住み慣れた地域で参加することのできる介護予防活動の展開を目指し、住民主体で継続的に活動できる「通いの場」等の介護予防活動の育成及び支援を行います。

### ■ 今後の方針 ■

住民主体の介護予防活動の育成・支援を行っていきます。

## 4 一般介護予防事業評価事業

---

### ■ 事業内容 ■

介護予防・日常生活支援総合事業の利用・参加状況の把握・分析・評価を行います。

### ■ 今後の方針 ■

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。

## 5 住民主体の支援活動の推進

---

### ■ 事業内容 ■

要介護状態に陥ることを防止するため、通いの場や生活援助を行う住民主体によるサービス提供体制の構築を推進します。

### ■ 今後の方針 ■

生活支援の担い手となる者の知識・スキルの向上はより良い生活支援に資するため、担い手に対し、市が中心となって、介護保険制度、高齢者の特徴と対応、認知症の理解などについての各種研修を実施し、住民主体の支援活動を推進します。

## 6 地域リハビリテーション活動支援事業

---

### ■ 事業内容 ■

介護予防の取り組みを機能強化するため通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等の関与を促進します。

### ■ 今後の方針 ■

地域の介護予防活動の質の向上や市全体の介護予防の取り組みに関する他職種連携を推進します。

## 7 甲州市健康増進計画の推進

---

### ■ 事業内容 ■

健康寿命の延伸と健康格差の縮小などの解消がより求められています。2018年度（平成30年度）は「第一次健康増進計画」の最終年度となることから、実施評価をした上で2019年度～2028年度（平成31年度～40年度）の「第二次健康増進計画」を策定し、重点を「食」と「運動」と「人のつながり」におき、疾病の発症予防と重症化予防に向けて、市民の健康意識の高揚と主体的な健康づくりを促進するため、きめ細やかな保健サービスの提供に努めます。

### ■ 今後の方針 ■

市民が生涯を通じて、健康でいきいきと暮らせるように、重点目標を「まめにからだを動かす」、「おいしく食べる」、「人のつながりを大切にする」の3本柱とし、他「がん対策」、「心の健康」、「喫煙・飲酒の抑制」、「歯の健康」、「感染症対策」等を推進します。

また、計画の推進にあたっては健康づくり推進協議会等、関係団体・関係部門と連携し、市民の主体的な健康づくりを推進します。

## 8 国民健康保険特定健康診査等実施計画の推進

---

### ■ 事業内容 ■

疾病の発症予防と重症化予防に向けて、市民の健康意識の高揚と主体的な健康づくりを促進するため、きめ細やかな保健サービスの提供に努めます。

### ■ 今後の方針 ■

国民健康保険加入者について、糖尿病等の生活習慣病予防に向けて、自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うよう特定健診受診を勧めるとともに、特定保健指導の実施率の向上を目指します。

なお、市において、特定健康検査受診率60%以上、特定健康指導実施率60%維持を各年度の目標値として設定します。

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
特定健康診査受診者数 (人)	2,000	2,000	2,000

## 9 後期高齢者医療健康診査の実施

### ■ 事業内容 ■

後期高齢者の健康の保持増進等のため、保険者である山梨県後期高齢者医療広域連合の委託を受けて、健康診査を実施します。

### ■ 今後の方針 ■

75歳以上の市民及び一定の障害のある65歳から74歳までの市民を対象に、基本健診を実施し、生活習慣病の早期発見、早期治療につなげます。

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
受診者数 (人)	950	950	950

## 10 高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の実施

### ■ 事業内容 ■

インフルエンザ等に罹患して肺炎等の重症化を予防するため、インフルエンザワクチン及び肺炎球菌ワクチン予防接種を実施します。

### ■ 今後の方針 ■

予防接種法に基づき指定医療機関で実施するインフルエンザ及び肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部を助成します。

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
受診者数 (人)	6,200	6,200	6,200
肺炎球菌ワクチン接種者数 (人)	750	750	750

～ 施策の展開2 ～

## 高齢者の社会参加と生きがいづくり

### 1 老人クラブ活動への支援

---

#### ■ 事業内容 ■

甲州市老人クラブ連合会に寿（ことぶき）マスター実践、老人スポーツの集い、生きがいバス事業などを委託しています。

#### ■ 今後の方針 ■

各地域の高齢者が自主的に集まり、お互いに話し合い、親しみを深めながら社会奉仕やボランティア活動、生きがいを高めるための活動および健康づくり活動等を行えるよう支援します。

### 2 生涯学習の推進

---

#### ■ 事業内容 ■

心の豊かさや自分らしさの発見など豊かな生活を送るために、生涯を通じた学習の実現を目指します。

#### ■ 今後の方針 ■

地域の公民館等を活用し、より身近なところでの生涯学習機会の提供に努め、社会参加の機会拡大を図ります。また、多様化する学習活動に対応するために、豊かな知識、技術、生活の知恵を持った高齢者の協力により、指導者の育成、活用を進めます。

### 3 スポーツ・レクリエーションの振興

---

#### ■ 事業内容 ■

健康、体力づくりに対する関心がますます高まる中、市民のスポーツニーズは増大・多様化の傾向にあります。すべての市民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行うことができる環境づくりを推進します。

#### ■ 今後の方針 ■

体力づくり、仲間づくり、生きがいづくりのために、各種スポーツ教室を開催し、保健師等と協力して健康づくりに取り組みます。また、生活の中に運動を取り入れられるよう、家庭や地域で、高齢者をはじめ誰もが取り組みやすい運動についての情報提供に努め、健康増進や体力の向上を促進します。

スポーツやレクリエーション活動を推進するため、総合的な知識を備えた指導者の育成・確保、多様なニーズに応えられるよう、ニュースポーツ・レクリエーションや、世代間の交流ができるスポーツの導入・普及に努めます。

### 4 地域活動・社会活動への参加の推進

---

#### ■ 事業内容 ■

高齢者が、豊かな知識と経験等の有する能力に応じて、自立した日常生活を住み慣れた地域で営むことができるよう、生きがいづくり、地域福祉活動等を推進します。

#### ■ 今後の方針 ■

地域に昔から伝えられている行事や文化の伝承を行うことで世代間の交流を図り、高齢者がこれまでに培った豊かな経験・技能を伝える場として、講座や教室の開催を検討するとともに、学校・家庭・地域との連携により、各世代との交流に努めます。また、現在取り組んでいる「いきいきサロン事業」の強化・充実を図ります。

### 5 就業等の支援

---

#### ■ 事業内容 ■

高齢者の生きがいや生活の充実のために、多様な就労機会の確保を図っています。

#### ■ 今後の方針 ■

シルバー人材センターの機能を拡充するとともに、短期的な就業の機会を確保し、高齢者のシルバー人材センターへの加入促進に努めます。

## 6 ボランティア活動への参加及び支援

---

### ■ 事業内容 ■

大人から子ども、学校や勤労者等の階層を超えたあらゆる人々に、社会参加の理解と協力を呼びかけ、ボランティア活動への参加促進を図ります。

### ■ 今後の方針 ■

既存のボランティア団体とその活動内容を紹介したボランティア情報の提供を図ります。  
また、ボランティアが安心して活動できるようにボランティア保険の加入促進を図り、必要に応じボランティア団体への助言、活動上必要な情報の提供等に努めます。

## 7 ボランティアの育成及び環境整備

---

### ■ 事業内容 ■

高齢者がボランティア活動等に参加しやすいよう、さまざまな環境整備や情報提供を行います。

### ■ 今後の方針 ■

ボランティアを受ける側と提供する側を結びつける等の連絡調整を行うとともに、ボランティア活動等に参加しやすい環境整備に努めます。

本市では今後、2025年（平成37年）には団塊の世代が75歳以上となり、高齢化が一層進行します。そのため、認知症高齢者や独居高齢者、高齢者夫婦のみの世帯の増加が見込まれます。

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続して営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するための地域包括ケアシステム体制の強化に向けて、より一層の充実を図ります。

地域包括ケアシステム体制の構築にあたっては、地域包括支援センターを拠点として、医療・介護関係機関のみならず、地域における見守り、支え合いの取り組み、ボランティア、NPO等、民間の福祉活動とも連携を図りながら、地域包括ケアシステムの仕組みづくりに取り組みます。特に、在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議の強化、生活支援サービスの基盤整備、在宅サービスの整備を重点施策として取り組みます。

～ 施策の展開 1 ～

包括的な地域ケア体制の深化

1 地域包括支援センターの機能充実

■ 事業内容 ■

地域包括支援センターは、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業等）の実施機関として、高齢者が住み慣れた地域で充実した日々を送れるよう、生活・医療・介護・予防が相互に連携する地域包括ケアシステムの中心拠点として、一人ひとりの高齢者に合わせた最適なサポートを行います。

■ 今後の方針 ■

広報紙への掲載や民生委員会の会議、認知症サポーター養成講習会等で地域包括支援センターの活動をPRし、相談しやすい体制づくりに取り組みます。また、認知症高齢者への対応強化を進めるなど、地域包括ケアシステムの中心拠点としての機能をより一層充実させます。

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
地域包括支援センター設置か所数 (か所)	1	1	1

## 2 総合相談体制の充実

### ■ 事業内容 ■

高齢者が地域で安心して生活することができるよう、医療や介護、福祉等の関係機関と連携して、一体的・横断的な相談体制をつくります。

### ■ 今後の方針 ■

介護保険制度の利用に関する相談、介護サービス、市単独福祉サービスの紹介、在宅での介護方法の相談、住宅改修のアドバイス、認知症や寝たきり予防に関するアドバイス、介護用品のアドバイス等、市民のニーズに即した相談体制の充実に努めます。

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
センター新規相談件数 (件)	710	760	800

## 3 高齢者虐待防止と成年後見制度の利用支援

### ■ 事業内容 ■

成年後見制度の利用に関することや、高齢者虐待が疑われたときに早期発見できるよう、相談体制の整備や必要な支援を行います。

### ■ 今後の方針 ■

高齢者虐待の防止や早期発見のため、地域包括支援センターが中心となり、関係機関や地域と密接に連携して対応できるネットワーク体制を構築します。

また、認知症等により判断能力が十分ではない方の権利が侵害されることのないよう、成年後見制度の一層の活用に向けた支援を行います。

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
高齢者虐待に係る通報・相談件数 (件)	15	15	15
成年後見に係る相談件数 (件)	16	16	16

## 4 介護予防ケアマネジメントの推進

### ■ 事業内容 ■

要支援認定者及び基本チェックリストの記入内容が介護予防・生活支援サービス事業の対象と判断される人に対して、高齢者の自立支援を目的として、心身の状況、置かれている環境等の状況に応じて、その選択に基づき、要支援者等の状況に合った適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

### ■ 今後の方針 ■

要支援認定者や介護予防・生活支援サービス事業対象者への介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターがアセスメントを行い、置かれている状況等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。また、必要時、居宅介護支援事業所へ委託を行います。

## 5 介護支援専門員への支援とネットワークの構築

### ■ 事業内容 ■

施設・在宅を通じた、地域における包括的・継続的なケアを実施するため、地域の居宅介護支援事業所や、その他関係機関とのネットワーク構築を通じて、介護支援専門員の後方支援を行います。

### ■ 今後の方針 ■

介護支援専門員からの個別の相談に対応するのみならず、地域包括支援センターと介護支援専門員の事業所との間で定期的に「居宅支援事業所連絡会」を実施し、相互の協働体制を構築します。

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護支援専門員研修会	(回)	5	5	5
延べ参加者数	(人)	150	150	150

## 6 介護者・家族への支援

### ■ 事業内容 ■

在宅で介護を行う家族等が、一時的に介護から離れて気分転換を図るとともに、介護者同士の交流や情報交換ができる機会を設けます。

### ■ 今後の方針 ■

今後も年2回開催、家族等が介護負担を抱え込んでしまうことのないよう支援を継続します。

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
家族介護支援事業開催回数	(回)	2	2	2
家族介護支援事業参加人数	(人)	35	35	35

## 7 地域ケア会議の推進

### ■ 事業内容 ■

地域で起きている高齢者の生活上の課題を把握・分析し、多職種の協働による地域包括支援ネットワークの強化に向けて、地域ケア会議を推進します。

### ■ 今後の方針 ■

地域包括支援センターが中心となり、医療、介護等の専門職をはじめ、地域代表者、その他必要な関係者と協働し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るために必要となるさまざまなネットワークや支援の体制を構築します。

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
地域課題の抽出会議	(回)	5	5	5
高齢者虐待防止・見守りネットワーク会議	(回)	2	2	2

## 8 生活支援体制整備事業

### ■ 事業内容 ■

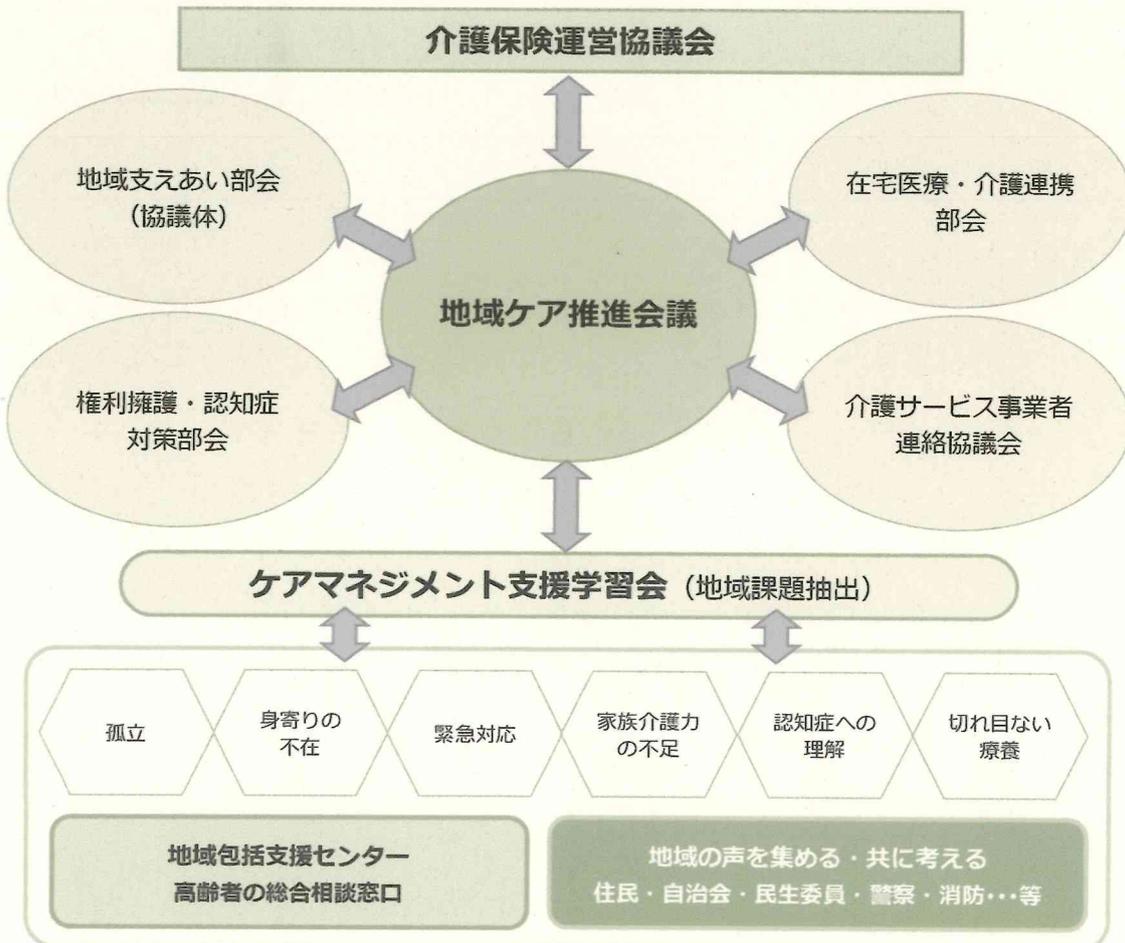
単身や夫婦のみの高齢者世帯等が増加する中、医療、介護のサービスのみならず、地域住民にとって身近な存在である市が中心となって、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。

### ■ 今後の方針 ■

地域の課題や要求を提案、検討する場としての「協議体」や「生活支援コーディネーター」を配置し、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供できるよう連携を図り、住民主体のネットワーク化による地域の支え合いを推進します。

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
協議体の設置 (か所)	1	2	3
生活支援コーディネーターの配置 (人)	1	2	3

### ～甲州市高齢者地域包括ケアシステム～



～ 地域包括支援センターについて ～

地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として、市役所内に地域包括支援センターが設置されています。地域包括支援センターでは、地域支援事業の必須事業である①総合相談支援業務、②権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント業務、④介護予防ケアマネジメント業務に加えて、⑤成年後見制度利用支援事業、⑥家族介護支援事業を行うほか、居宅介護予防支援事業所としての指定を受けて要支援認定者へのケアマネジメントを行っています。

地域包括支援センターの概要

	内 容	備 考
設置数	市内に1か所	
配置職種	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員	
事務の概要	<b>①包括的支援事業</b> ○介護保険以外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援 ○高齢者虐待の防止と虐待事例への対応 ○成年後見制度の利用促進 ○支援困難ケースへの対応などケアマネジャーの支援 ○介護予防ケアマネジメント ○地域ケア会議の充実 ○在宅医療・介護連携の推進 ○認知症施策の推進 ○生活支援サービスの体制整備	介護予防ケアマネジメントは業務の一部を居宅介護支援事業所へ委託することが可能
	<b>②介護予防支援事業</b> ○要支援認定者のケアマネジメント	一部委託可

～ 施策の展開 2 ～

## 認知症施策の充実

本市では高齢化が進んでおり、今後とも認知症高齢者の増加が予想されます。

認知症施策は全国的に重要な課題となっており、国でも「認知症施策推進5か年計画（新オレンジプラン）」を策定し、取り組みを強化しています。

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、市民が認知症について正しく理解し、できるだけ早期に診断・治療を受ける必要があります。また、介護者の負担を軽減し、今後の生活について相談し対応ができるなどの支援体制のより一層の整備を進める必要があります。本市でも関係各機関が連携して認知症のある高齢者および介護者に対し継続的な支援体制を確立していくことが重要です。

### 1 認知症予防教室の実施

#### ■ 事業内容 ■

地域社会全体で認知症の人を支えるため、子どもから大人まで認知症の正しい知識を持つことができるよう、さらに普及啓発に努めます。

#### ■ 今後の方針 ■

軽度認知障害（MCI）、加齢関連認知的低下（AACD）のスクリーニングを実施し、認知症予防教室を実施します。

## 2 認知症サポーター養成（出前講座）

### ■ 事業内容 ■

認知症サポーターが地域や学校、職域など、さまざまな場面で活躍できるような取り組みを推進します。

### ■ 今後の方針 ■

市民及び地域の関連企業・団体活動等に携わる人、学校関係者等を対象に、出前講座を実施し、認知症を正しく理解する市民を増やしていきます。

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
認知症サポーター養成講座開催回数 (回)	9	9	9
認知症サポーター養成講座 延べ参加者数 (人)	310	310	310

## 3 認知症キャラバンメイトのフォローアップ研修の実施

### ■ 事業内容 ■

認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバンメイトの確保に努めます。

### ■ 今後の方針 ■

認知症キャラバンメイトのスキルアップを目的に定期的なメイトの集まりを行い、情報交換や学習会等を実施します。

## 4 もの忘れ相談の実施

### ■ 事業内容 ■

地域包括支援センターにて、認知症についての相談を行います。

### ■ 今後の方針 ■

もの忘れなど、認知機能低下に伴う症状が気になる方やその家族が、身近な市役所内で専門医に相談できる場を定期的に提供します。

## 5 認知症初期集中支援の推進

### ■ 事業内容 ■

認知症サポート医、医療・介護の専門職（保健師・看護師・理学療法士・精神保健福祉士・社会福祉士など）がチームとなって認知症の方やその家族をサポートします。

### ■ 今後の方針 ■

認知症の人や家族に係る支援を専門職が包括的・集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」を活用して、適切な医療への繋ぎや、自立した生活のための支援体制を構築します。

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
認知症初期集中支援チームの設置 か所数 (か所)	1	1	1

## 6 認知症地域支援推進員の設置

### ■ 事業内容 ■

認知症に関する知識と経験を有する推進員が、認知症の方やその家族への相談支援を行います。

### ■ 今後の方針 ■

認知症の方が、住み慣れた地域で必要な医療や介護のサポートを受けながら安心した生活が継続できるよう、関係機関との連携強化や、効果的な支援体制の構築を推進します。

また、地域のさまざまな関係機関との連携のもと、認知症の人や家族への専門的な相談支援を行うための体制をつくります。

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
認知症地域支援推進員 (人)	1	1	1

## 7 認知症ケアパスの活用

### ■ 事業内容 ■

認知症の人の状態に応じた適切なサービスが提供できるよう、認知症ケアパスの活用を推進します。

### ■ 今後の方針 ■

認知症の人やその家族が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の進行に応じた対応方法やサービスなどを紹介する、「認知症ケアパス」の活用を支援していきます。

## 8 徘徊SOSネットワーク事業の実施

(認知症等により行方不明となった高齢者を早期に発見できるネットワーク・システム)

### ■ 事業内容 ■

徘徊のおそれがある認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、また、所在不明になった場合には地域の支援を得て早期に発見できるよう、関係機関等との支援体制の構築を図ります。

### ■ 今後の方針 ■

SOSネットワークの利用希望のある方やその家族に事前登録を行っていただき、徘徊時に円滑に検索が行えるようにします。また、協力事業所加入への働きかけを行います。

## 9 認知症カフェの実施

### ■ 事業内容 ■

認知症の方本人の外出支援や介護者同士の交流、情報交換等を目的とし、参加者同士が気軽に認知症について話せる場として「オレンジカフェ」を開催します。

### ■ 今後の方針 ■

認知症についての専門知識を有するスタッフが個別相談業務や学習会等を実施し、在宅で介護する家族の負担軽減を図るとともに、認知症の理解と学びとなる場を提供します。

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
認知症カフェ (か所)	1	2	2

## 10 認知症の現状と支援についての啓発

### ■ 事業内容 ■

認知症の正しい知識や理解を深め、認知症とその支援について普及啓発します。

### ■ 今後の方針 ■

地域の見守り体制の整備や関係者との連携を図り、認知症の人や家族が安心して暮らすことができる環境づくりを進めていきます。

～ 施策の展開3 ～

## 多様な生活支援の充実

### 1 介護予防・生活支援の基盤整備

#### ■ 事業内容 ■

いつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らすための地域づくりを推進します。

#### ■ 今後の方針 ■

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、多様な主体による多様な取り組みのコーディネート機能を担い一体的な活動を推進します。

また、協議体を設置し、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進します。

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
生活支援コーディネーター設置（人）	1	2	3

### 2 らくらくお出かけサービス

#### ■ 事業内容 ■

65歳以上の在宅高齢者で身体状況により、一般の交通機関を利用することが困難な非課税世帯に対して、タクシー券の交付をします。

#### ■ 今後の方針 ■

在宅高齢者の閉じこもり予防、積極的な社会参加の向上を図るため、定期的な外出支援となるよう支援します。

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
対象者数（人）	90	92	94

### 3 介護用品支給サービス（要介護4以上の認定者のみ）

#### ■ 事業内容 ■

在宅で寝たきり又は認知症の高齢者に対して介護用品購入券を交付します。

#### ■ 今後の方針 ■

在宅で寝たきり又は認知症の高齢者を介護する家族に対して、在宅介護における負担軽減を図ります。

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
対象者数	(人)	26	28	30

### 4 訪問理美容サービス

#### ■ 事業内容 ■

在宅高齢者で身体状況により美容院、美容院に出向くことが困難な方を対象に、訪問理美容利用券を交付します。

#### ■ 今後の方針 ■

在宅高齢者に自宅にて理容サービスを提供することで、生活の質の向上及び衛生管理を図ります。

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
対象者数	(人)	17	19	21

### 5 配食サービス

#### ■ 事業内容 ■

在宅で治療食、介護食の調理が困難な高齢者及び見守りが必要な高齢者を対象に、健康状態に合わせた食事を定期的に配食することにより、健康を保持するとともに、安否確認を行います。

#### ■ 今後の方針 ■

低栄養、食生活の改善等バランスの取れた食事を提供し、生活習慣病の発病、要介護状態への進行等の予防、悪化防止し、健康な高齢者の増加のために取り組みます。

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
対象者数	(人)	18	19	20

## 6 軽度生活援助サービス

### ■ 事業内容 ■

在宅でひとり暮らし高齢者に対し軽易な日常生活上の援助を行います。

### ■ 今後の方針 ■

近隣に援助者がいないひとり暮らし高齢者の方に軽易な日常生活上の援助を実施し、自立した生活の継続と要介護状態への進行を予防します。

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
対象者数	(人)	16	18	20

## 7 緊急通報システム設置 (ふれあいペンダント)

### ■ 事業内容 ■

緊急時に迅速に通報できる緊急通報端末器を設置し、ひとり暮らし高齢者の緊急事態の対応を図ります。

### ■ 今後の方針 ■

発作、急病等の可能性が高く、定期的な安否確認及び緊急時の対応が必要な高齢者の方へ、設置を引き続き行います。

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
対象者数	(人)	125	126	128

## 8 高齢者日常生活用具の給付

### ■ 事業内容 ■

65歳以上の低所得の寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者に対し、電磁調理器、火災報知機を給付します。

### ■ 今後の方針 ■

寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者が、安全に在宅生活が送れるよう支援します。

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
対象者数	(人)	1	1	1

## 9 その他の生活支援サービス

---

### ■ 事業内容 ■

身近な生活圏域において、住民が主体となり、ひとり暮らしの高齢者の見守り支援を行います。

### ■ 今後の方針 ■

民生委員や住民ボランティア等が関係機関と連携し、生活圏域で見守りを行います。

### 基本目標3 高齢者の生活を支える環境づくり

本市では高齢化が進んでおり、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯が増加しています。2025年（平成37年）に向けて、ますます高齢化が進行する中で、施設入居が必要な介護になっても、当市で安心して居住場所を確保することは重要です。また、高齢化の進行とともに、災害時の避難や孤立死といった社会問題も抱えています。誰もが地域で安心して生活するためには、公的なサービスだけでは十分とはいえ、地域における高齢者を取り巻く関係者・機関の相互連携や見守り・支え合い活動など、地域力の向上が求められています。

いつまでも健康でいるためには、高齢者が自宅に引きこもることなく、誰もが積極的に外出しやすい環境づくりが重要です。そのためには、すべての人が自由に移動でき、さまざまな活動に参加できるように配慮した公共交通機関の環境整備の強化を図り、まちの中で安全に移動し快適に行動できるよう、建物や道路などバリアフリーのまちづくりを進める必要があります。

また、高齢者が地域で安全・安心な生活を送れるよう、地震や水害等の災害から高齢者を守るための安全な環境整備を促進するとともに、災害発生時における地域での支援体制づくりが必要です。

さらに、高齢者が消費生活上の被害をはじめ犯罪に巻き込まれないよう、悪質商法などの情報の提供を図るとともに、相談体制の強化、地域ぐるみの防犯活動を推進することが重要です。

～ 施策の展開 1 ～

# 在宅医療・介護の連携の推進

## 1 在宅医療と介護の切れ目ない提供体制の構築

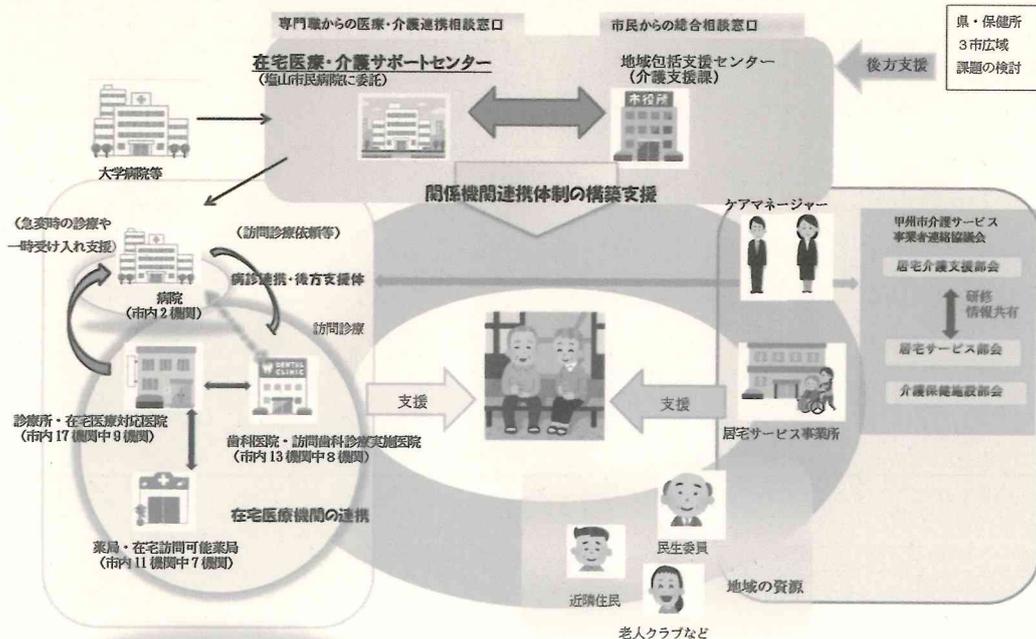
### ■ 事業内容 ■

在宅医療・介護連携のための拠点を設置し、医療分野と介護分野の多職種の顔の見える関係づくりを推進して、在宅療養者への一体的なサービスの充実を図ります。

### ■ 今後の方針 ■

医療と介護の両方が必要な状態となっても住み慣れた地域で生活を続けられるよう、「甲州市在宅医療介護サポートセンター」を中心として、地域の医療・介護関係者の連携強化や相談支援を行い、在宅医療と介護の一体的な提供を図ります。

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
病院・地域連絡会開催回数 (回)	12	12	12
在宅医療・介護関係者研修会開催回数 (回)	2	2	2
在宅医療・介護関係者研修会 延べ参加者数 (人)	82	82	82



～ 施策の展開 2 ～

## 権利擁護の取り組みの充実

### 1 高齢者虐待防止・地域見守りネットワークの構築

#### ■ 事業内容 ■

高齢者が地域で安心して生活できるよう、地域住民や医療・介護関係者、警察、消防、行政などが連携するためのネットワークを構築して、高齢者虐待や認知症に係るさまざまな問題に対応します。

#### ■ 今後の方針 ■

民生委員や地域で支え合い活動をしている人や組織、介護保険事業所、かかりつけ医、警察署等のネットワークを、地域包括支援センターが中心となって充実させ、高齢者虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な支援につなげていくための仕組み・連携を強化します。

### 2 成年後見制度活用促進体制の強化

#### ■ 事業内容 ■

経済的な問題や、支援する親族が見当たらない等の事情から成年後見制度の利用に支障がある高齢者について、申立て手続きや費用に関する支援を行うとともに、各専門団体と連携して成年後見人の候補者を紹介します。

#### ■ 今後の方針 ■

研修などを通じて成年後見制度の一層の周知を図っていくとともに、必要に応じて法律専門職等との連携を強化していきます。

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
市長申立利用者数	(人)	6	6	6
後見人等報酬助成者数	(人)	7	7	7

### 3 消費者被害防止の取り組み

---

#### ■ 事業内容 ■

高齢者が消費生活上の被害をはじめ犯罪に巻き込まれないよう、悪質商法などの情報提供を図るとともに相談体制の強化、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

#### ■ 今後の方針 ■

高齢者が消費者被害に遭うことを防止できるよう、消費者センター等と情報交換を行うとともに、介護支援専門員や民生委員に対して必要な情報を提供します。

～ 施策の展開3 ～

## 居住・生活環境の整備・充実・安心・安全

### 1 住宅改修相談・住宅改修費の支給・助成

#### ■ 事業内容 ■

住宅改修が必要な方に対して、適切な改修が行われるよう住宅改修相談・住宅改修費の支給・助成を行います。

#### ■ 今後の方針 ■

引き続き事業の実施に努めるとともに、利用者の日常生活の自立を支援し、身体状況に適した住宅改修となるように関係事業者への指導を強化していきます。

### 2 高齢者の多様な住まいの支援

#### ■ 事業内容 ■

高齢者の身体の状態や多様化する価値観、ニーズに対応した住まいを高齢者自らが選択できるよう、適切な入居支援や入居後の生活支援に努めます。

#### ■ 今後の方針 ■

在宅で生活することが心配な高齢者のため、県と連携を図り、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームなど、ニーズに応じた住まいの支援に努めます。

### 3 老人福祉施設の充実

#### ① 養護老人ホーム

##### ■ 事業内容 ■

環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が困難な高齢者の方に、養護老人ホームへの入所措置を行っています。

##### ■ 今後の方針 ■

入所措置にあたっては、入所対象者の環境上及び経済的状況を十分把握し、引き続き適正な対応を図ります。

単位：人

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
養護老人ホームへの措置人数	14	15	16

#### ② 軽費老人ホーム

##### ■ 事業内容 ■

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な方が入所し、低額な料金で日常生活に必要な便宜を供与しています。

##### ■ 今後の方針 ■

高齢者の多様な住まいの一形態であり、個々の世帯のニーズに沿って、全般的な支援を実施します。

単位：人

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
軽費老人ホーム入所者数	30	30	31

#### ③ 老人福祉センター

##### ■ 事業内容 ■

地域の高齢者からの各種相談に応じるとともに、健康増進、教養の向上及びレクリエーションの機会を提供しています。

##### ■ 今後の方針 ■

季節ごとの行事や活動などの一層の活性化と、日々の活動においても、介護予防につながるような健康づくりのための体操、ゲーム等の普及を図ります。

単位：人

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
老人福祉センター年間延べ利用者数	37,000	37,000	37,000
老人福祉センター一日平均利用者数	125	125	125

## 4 ユニバーサルデザインの導入

---

### ■ 事業内容 ■

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいと感じられるユニバーサルデザインの充実に努めます。

### ■ 今後の方針 ■

公共施設の整備の際は、「やまなしユニバーサルデザイン基本方針」、「山梨県カラーユニバーサルデザインガイド」に基づき、設計段階からユニバーサルデザインの考え方を取り入れていきます。

## 5 民間事業者への指導・啓発

---

### ■ 事業内容 ■

高齢者等の利用に配慮した建築物の整備の促進等を周知し、関係事業者を啓発指導するとともに、バリアフリーの推進を図ります。

### ■ 今後の方針 ■

国の「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」、県の「山梨県障害者幸住条例」に基づき、公共性の高い建築物整備に係る民間業者への指導・啓発に努めます。

## 6 市民バス・デマンドバスの運行

---

### ■ 事業内容 ■

公共交通へのアクセスの確保や移動支援に努め、高齢者が安心して快適に暮らせる環境整備を図っています。

### ■ 今後の方針 ■

塩山地域、勝沼地域、大和地域の各エリアで市民バスを運行します。また、さらなる交通弱者の利便性を高めるため、塩山エリアを中心にデマンドバスを運行します。

また、高齢者による交通事故の減少を図るとともに、市民バス・デマンドバスの利用促進を図るため、高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施します。

## 7 公共交通機関への働きかけ

---

### ■ 事業内容 ■

鉄道、バス、タクシー等地域の公共交通資源の活用と連携を進め、それぞれの活性化を図ります。

### ■ 今後の方針 ■

鉄道やバス等の公共交通機関に対して、誰もが利用しやすい機関となるよう、施設の改修等を働きかけます。

## 8 市民の防災意識向上のための取り組み（避難行動要支援者支援制度）

---

### ■ 事業内容 ■

災害時に支援が必要な高齢者等の早急な救出・救護や被災後の支援のための体制を整えていきます。

### ■ 今後の方針 ■

要配慮者本人やその家族を含む地域住民に対して防災知識を普及するとともに、要配慮者への支援方法などについて周知し、災害時における支援意識の醸成を図ります。

## 9 安否確認・避難誘導體制の確立

---

### ■ 事業内容 ■

災害発生時に自力避難等が困難な状況におかれる高齢者等の災害時要援護者の安全確保のために、災害情報の伝達・避難誘導體制及び訓練実施体制を整備し、安全な場所への避難誘導を行います。また、避難先の環境などの状況に応じて、災害時要援護者一人ひとりに合わせた支援を行えるよう、行政、市民、関係団体等が連携し支援体制を確立します。

### ■ 今後の方針 ■

災害時においても要配慮者に対する情報の伝達や安否確認・避難誘導、避難所における支援などが実施できるよう、避難行動要支援者名簿の登録を充実させ、必要な情報を地域の自主防災会や民生委員と共有し、支援体制を確立します。

## 10 高齢者の交通安全に対する取り組み促進

---

### ■ 事業内容 ■

交通安全教室の実施など、安全に向けた取り組みを行います。

### ■ 今後の方針 ■

高齢者に対する交通安全教育を推進するとともに、警察署及び道路管理者と連携し、信号機や歩道、カーブミラー等の交通安全施設の整備に努めます。

## 11 防災・防犯意識の強化

---

### ■ 事業内容 ■

地域包括支援センターや警察、民生委員等の連携を強化し、高齢者をねらった犯罪被害防止に努めています。

### ■ 今後の方針 ■

高齢者にパンフレット等を配布し、防災や防犯の知識、対応行動等の普及を図るとともに、防災無線やメディア等で注意喚起を促します。

## 12 相互扶助精神の普及

---

### ■ 事業内容 ■

近所づきあいを大切にする相互扶助精神の普及に努めます。

### ■ 今後の方針 ■

高齢者が住み慣れた自宅や地域での生活を継続していけるよう、地域の各種団体や住民の連携による相互扶助活動を促進し、高齢者の見守りや支援による行き届いた地域ケアを推進します。

基本目標 4 介護保険サービスの充実

今後、介護保険を支える生産年齢人口が減少する中で、要介護等認定者の増加や介護給付費が上昇することにより、介護保険制度を健全に持続していくことが難しくなります。

介護保険制度が市民にとって利用しやすく、また健全に持続するためには、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護保険事業の適正な運営に努め、サービス基盤の整備・充実、介護保険サービスの質の向上など、介護保険制度の円滑な運営が必要です。

また、必要な介護サービスが提供できるように負担と給付のバランスを考えながら、介護保険財政の健全性を確保し、安定的な財政運営に努め、支援を必要とする市民が、介護保険や保健福祉のサービスを安心して利用できるよう、事業者への人材の確保・育成から事業運営への適切な支援・助言指導を実施し、制度の適正な運営を図る必要があります。

～ 施策の展開 1 ～

## 介護サービス基盤の充実

### 1 居宅サービスの提供基盤の充実

#### 事業内容

事業名	事業内容
訪問介護 (ホームヘルプサービス) ※要介護1～5の方のみ	ホームヘルパーが訪問し、食事、入浴、排せつなどの援助をします。また食事の準備、掃除、洗濯などを行います。
訪問入浴介護	移動入浴車などで訪問し、入浴の援助をします。
訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士などによる機能訓練を行います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などによる療養上の管理や指導を行います。
訪問看護	看護師などが訪問し、療養上の世話や医師の指示に基づいた医療処置を行います。
通所介護(デイサービス) ※要介護1～5の方のみ	デイサービスセンターで食事や入浴などのサービスや機能訓練を行います。
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や病院、診療所で日帰りのリハビリなどを行います。
短期入所生活/療養介護 (ショートステイ)	福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援、機能訓練などを行います。

事業名	事業内容
特定施設入所者生活介護	特定施設に入居している要介護者に対して、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活や療養での援助、機能訓練を行います。
福祉用具貸与	車イスや特殊寝台（介護用ベッド）、歩行補助杖などの福祉用具の貸与を行います。
特定福祉用具購入	福祉用具販売指定事業所より入浴や排せつに使用する福祉用具を購入した場合に購入にかかった費用を補助します。

### ■ 今後の方針 ■

介護保険サービスを利用しながら自宅での生活を希望する人が多い中、高齢者が住み慣れた地域でその人らしく安心して生活ができるよう、在宅に重点をおいたサービスの充実・強化に取り組みます。

また、サービスの利用状況を踏まえるとともに、要介護認定者数の増加に対応した、サービス供給体制の整備を進めていきます。

## 2 地域密着型サービスの提供基盤の充実

### ■ 事業内容 ■

事業名	事業内容
小規模多機能型居宅介護	通所を中心に利用者の選択に応じて訪問系や泊まりのサービスを組み合わせで行います。本計画中に整備する予定です。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所される方が食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の高齢者が共同で生活できる場で食事や入浴などの介護や機能訓練を行います。本計画中に整備する予定です。
認知症対応型通所介護	認知症である方を対象として、居宅からの送迎、簡単な健康チェック、食事、排せつ、入浴など、日帰りで日常生活上の世話をを行う他、簡単な機能訓練などを行います。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	身近な生活圏域において、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期的な巡回訪問や通報を受けて居宅で介護福祉士等が入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話などを行うとともに、看護師等が療養上の世話や診療補助を行います。本計画中に整備する予定です。

### ■ 今後の方針 ■

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域において継続した生活を目指す地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要なサービスとして、地域密着型サービスを位置づけています。

介護保険料への影響も考慮しつつ、団塊の世代が75歳を迎える2025年（平成37年）に向けて必要な施設整備を計画的に進めていきます。

必要利用定員数（月あたり）	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）	2020年度 （平成32年度）
小規模多機能型居宅介護	0	0	29
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	36	36	54
地域密着型特定施設入居者生活介護	15	15	15
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	116	116	116
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	15

## 3 施設サービスの提供基盤の充実

### ■ 事業内容 ■

事業名	事業内容
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	常に介護が必要で、自宅では介護ができない人が対象の施設です。食事・入浴・排せつなど日常生活の介護や健康管理を行います。
介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な人が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを行います。
介護療養型医療施設	施設サービス計画に基づいて、入所者に療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な訓練を行います。
介護医療院	施設サービス計画に基づいて、入所者に「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に行う新たなサービスです。

### ■ 今後の方針 ■

施設サービスについては、市外施設の利用等も考慮し、要介護者の容態に合った施設サービス量の確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図っていきます。

なお、過度な施設依存は介護給付費の上昇につながることから、施設サービスと在宅サービスのバランスが取れた利用を促していきます。

## 質の高い介護サービスの実現

### 1 介護支援専門員の資質・専門性の向上に対する支援

#### ■ 事業内容 ■

介護支援専門員に対して、相談・助言を行うとともに、研修会・ケアプラン指導を通して資質向上を図ります。

#### ■ 今後の方針 ■

解決困難な問題を抱える利用者を支援する介護支援専門員などに対し、地域包括支援センターが中心となって引き続き相談・助言などの支援を行います。

また、介護支援専門員の質の向上のため、ケアプラン作成指導等の支援を実施します。

### 2 関係各機関との連携

#### ■ 事業内容 ■

高齢者に関する保健・医療・福祉サービスを効果的に実施するため、地域の関係機関・団体の連携強化を図ります。

#### ■ 今後の方針 ■

地域包括支援センターを中核として、関係機関との情報交換や連携を図り、介護サービス利用に関する相談から、介護予防・高齢者の生活支援に関する相談等に対し、的確な対応が図れるよう、相談援助体制の機能強化を推進します。

### 3 事業所監査指導

#### ■ 事業内容 ■

介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とし、サービス事業者に対し定期的な指導を実施します。

#### ■ 今後の方針 ■

担当職員のスキル向上に努めるとともに、介護保険サービス事業者に対する指導・監査を行います。また、地域密着型サービス事業者に対する指導等を定期的に行い、サービスの質の向上を図ります。

## 情報提供・相談体制の充実

### 1 介護サービスの積極的な情報提供

#### ■ 事業内容 ■

制度改正に対応したパンフレットを作成し、相談窓口で配布するなど、介護サービスの積極的な情報提供を行います。

#### ■ 今後の方針 ■

地域包括支援センターを中心として、介護に関する身近な相談窓口の強化や援助を図る体制の充実を図ります。

また、高齢者に分かりやすい新しい情報提供手段の検討を行うなど、さまざまな媒体や方法による情報提供を進めます。

### 2 広報誌等による啓発活動の実施

#### ■ 事業内容 ■

広報誌等により介護保険制度に関する情報を提供します。

#### ■ 今後の方針 ■

保健福祉サービス等の積極的な利用を図るため、介護保険や福祉サービスに関する情報を市広報や社協だより、CATV等で提供していきます。

### 3 インターネット等の多様な媒体の利用

#### ■ 事業内容 ■

インターネット等のさまざまな媒体を活用して情報提供を進めます。

#### ■ 今後の方針 ■

インターネット・ホームページによる情報提供や広報・啓発を進めるとともに、幅広い年齢層に対応する広報となるよう、多様な媒体の利用を工夫します。

#### 4 パンフレット・ポスター等の作成・配付

---

##### ■ 事業内容 ■

介護保険制度や高齢者福祉サービスを正しく理解し、サービスの適切な選択・利用につながるよう、分かりやすい情報を提供します。

##### ■ 今後の方針 ■

利用者が分かりやすいパンフレットやポスター等を作成し、各世帯へ配付するとともに、福祉施設や公民館等への掲示をしていきます。

#### 5 民生委員・児童委員等による広報・啓発活動の実施

---

##### ■ 事業内容 ■

民生委員・児童委員、保健委員等による情報の提供や広報活動を実施していきます。

##### ■ 今後の方針 ■

平常時から高齢者と接している民生委員・児童委員等と連携を図り、介護サービスに関する情報の提供を継続して行います。

#### 6 関係各機関との連携強化

---

##### ■ 事業内容 ■

保健・医療・福祉等の関係機関との連携を強化し、最新の情報が提供できる体制づくりを進めます。

##### ■ 今後の方針 ■

介護サービス事業者や医療機関等と連携し、包括的継続的ケアマネジメントを展開します。

#### 7 相談支援体制の充実

---

##### ■ 事業内容 ■

地域包括支援センターの充実と情報提供・相談体制の充実を図ります。

##### ■ 今後の方針 ■

高齢者がそれぞれのニーズに合ったサービスを自己選択・自己決定ができるよう、さまざまな方法で情報を入手でき、身近な場所で相談ができる体制をつくります。

また、関係各職員の資質向上のため、研修会や会議等への積極的な参加を促進し、相談事業の充実を図ります。

## 8 相談窓口の充実

---

### ■ 事業内容 ■

包括的な相談窓口として設置されている地域包括支援センターにおいて、本人、家族等からさまざまな相談を受け、内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関等の紹介を行います。

### ■ 今後の方針 ■

広報誌等を利用し、相談窓口として地域包括支援センターの周知を図り、利用しやすくなるよう配慮するとともに、プライバシーの保護に配慮した取り組みを推進します。

## 9 苦情処理窓口の周知

---

### ■ 事業内容 ■

介護保険に関する相談や苦情に対しては、市役所介護支援課の担当窓口が必要に応じて介護サービス事業者に調査・指導を行うなど、的確、迅速に対応します。

### ■ 今後の方針 ■

広報等を利用し、サービス等に関する苦情処理の窓口の周知を図り、利用しやすくなるよう配慮します。

## 10 総合的な情報ネットワークの構築

---

### ■ 事業内容 ■

医療・介護・予防・生活支援・住まいの継続的で総合的な情報ネットワークを構築し、効率的、効果的できめ細かなサービス提供を実現していきます。

### ■ 今後の方針 ■

地域包括支援センターに高齢者に関する必要な情報が集約される仕組みを充実します。

## 第6章 介護サービス費にかかる費用の見込み

### ●●● 1 介護保険サービスの見込み ●●●●

#### (1) 介護予防サービス見込み量

##### ①介護予防サービス

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護予防訪問入浴介護	回数 (回)	0.0	0.0	0.0
	人数 (人)	0	0	0
介護予防訪問看護	回数 (回)	26.7	24.9	23.9
	人数 (人)	11	11	11
介護予防訪問リハビリテーション	回数 (回)	40.0	37.2	34.4
	人数 (人)	6	6	6
介護予防居宅療養管理指導	人数 (人)	9	11	12
介護予防通所リハビリテーション	人数 (人)	61	63	65
介護予防短期入所生活介護	日数 (日)	10.5	10.5	14.0
	人数 (人)	3	3	4
介護予防短期入所療養介護	日数 (日)	0.0	0.0	0.0
	人数 (人)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数 (人)	123	128	131
特定介護予防福祉用具購入費	人数 (人)	3	3	3
介護予防住宅改修	人数 (人)	3	3	3
介護予防特定施設入居者生活介護	人数 (人)	2	3	3

##### ②地域密着型介護予防サービス

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護予防認知症対応型通所介護	回数 (回)	0.0	0.0	0.0
	人数 (人)	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数 (人)	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数 (人)	0	0	0

##### ③介護予防支援

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護予防支援	人数 (人)	229	220	210

## (2) 介護サービス見込み量

### ① 居宅サービス

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
訪問介護	回数(回)	4,187.7	4,005.1	3,762.3
	人数(人)	214	212	207
訪問入浴介護	回数(回)	132.0	125.7	104.9
	人数(人)	27	28	28
訪問看護	回数(回)	474.5	513.1	525.6
	人数(人)	87	88	83
訪問リハビリテーション	回数(回)	593.2	613.1	624.9
	人数(人)	59	62	64
居宅療養管理指導	人数(人)	145	151	155
通所介護	回数(回)	4,256.3	4,282.3	4,308.3
	人数(人)	362	362	362
通所リハビリテーション	回数(回)	1,715.5	1,739.0	1,763.4
	人数(人)	177	177	177
短期入所生活介護	日数(日)	3,237.5	3,277.5	3,271.0
	人数(人)	201	206	207
短期入所療養介護	日数(日)	78.6	78.6	78.6
	人数(人)	5	5	5
福祉用具貸与	人数(人)	547	563	571
特定福祉用具購入費	人数(人)	14	16	17
住宅改修費	人数(人)	6	7	7
特定施設入居者生活介護	人数(人)	26	28	33

②地域密着型サービス

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	0	0	15
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数(回)	369.9	419.8	446.8
	人数(人)	34	37	38
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	1	1	19
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	36	36	51
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	14	14	14
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	114	114	114
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0
地域密着型通所介護	回数(回)	1,220.0	1,251.3	1,343.2
	人数(人)	111	114	123

③施設サービス

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護老人福祉施設	人数(人)	161	161	161
介護老人保健施設	人数(人)	133	133	133
介護医療院	人数(人)	0	3	4
介護療養型医療施設	人数(人)	2	2	2

④居宅介護支援

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
居宅介護支援	人数(人)	886	895	904

●●● 2 介護（介護予防）給付費の見込み ●●●●

(1) 介護予防給付費

①介護予防サービス

給付費（千円）	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	2,192	2,019	1,915
介護予防訪問リハビリテーション	1,384	1,287	1,190
介護予防居宅療養管理指導	715	868	919
介護予防通所リハビリテーション	23,529	24,454	25,369
介護予防短期入所生活介護	817	818	1,090
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	6,549	6,792	6,938
特定介護予防福祉用具購入費	758	758	758
介護予防住宅改修	4,446	4,446	4,446
介護予防特定施設入居者生活介護	1,389	2,085	2,085

②地域密着型介護予防サービス

給付費（千円）	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0

③介護予防支援

給付費（千円）	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護予防支援	12,362	11,881	11,340

## (2) 介護給付費

### ① 居宅サービス

給付費 (千円)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
訪問介護	131,565	125,558	117,596
訪問入浴介護	17,858	16,921	14,008
訪問看護	41,783	45,261	46,166
訪問リハビリテーション	20,941	21,653	22,070
居宅療養管理指導	14,847	15,474	15,963
通所介護	410,465	413,055	415,462
通所リハビリテーション	185,567	188,458	191,198
短期入所生活介護	319,034	324,132	324,031
短期入所療養介護	9,068	9,073	9,073
福祉用具貸与	79,917	81,112	80,906
特定福祉用具購入費	4,075	4,605	4,824
住宅改修費	6,786	7,913	7,900
特定施設入居者生活介護	59,459	63,813	75,234

### ② 地域密着型サービス

給付費 (千円)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	29,586
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	54,072	61,028	64,491
小規模多機能型居宅介護	2,187	2,188	49,855
認知症対応型共同生活介護	102,724	102,770	145,454
地域密着型特定施設入居者生活介護	33,927	34,634	34,868
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	359,018	359,179	359,179
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護	120,432	123,638	131,522

### ③ 施設サービス

給付費 (千円)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護老人福祉施設	483,329	483,546	483,546
介護老人保健施設	423,791	423,980	423,980
介護医療院	0	12,683	16,814
介護療養型医療施設	8,486	8,489	8,489

### ④ 居宅介護支援

給付費 (千円)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
居宅介護支援	161,219	162,843	164,569

## ●●● 3 標準給付費および地域支援事業費の見込み ●●●●

### (1) 介護予防事業

地域包括支援センターにおける総合相談業務および保健師等により、要介護等になるおそれの高い虚弱な状態にある65歳以上の高齢者を把握し、状態の改善、維持ができるように個別の介護予防プランに基づき適切な支援を提供しています。

本市では、介護予防事業として「いきいき健幸教室」、「すこやか脳教室」等、また要介護等になるおそれの高い虚弱な状態にある65歳以上高齢者への通所事業を引き続き実施するとともに、その充実に努めていきます。

### (2) 包括的支援事業・任意事業

包括的支援事業の実施拠点となる地域包括支援センターは、市内1か所に設置されており、地域の身近な相談窓口として専門職が相談対応を行っています。

今後も地域包括支援センターの周知に努め、その活用を促していきます。

また、成年後見制度利用支援事業、家族介護支援事業を引き続き実施していきます。

### (3) 介護予防・日常生活支援統合事業によるサービスの提供

要支援1・2認定者への訪問介護・通所介護サービスが、市が独自に取り組む地域支援事業として位置づけられています。介護保険サービスの枠にとらわれず、それぞれの地域の既存サービスの活用など、利用者のニーズに合ったサービスの給付体制を構築します。

また、対象者の状態・ニーズ等を把握した上で、適切なサービスを提供していくとともに、訪問・通所事業者に加えNPO、民間企業、ボランティアなどの地域の多様な事業主体による多様なサービスの充実などの受け皿の整備や地域の特性を生かした取り組みを推進します。

●●● 4 第7期介護保険料 ●●●●

(1) 第1号被保険者数

	合計（人）	第7期		
		2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）	2020年度 （平成32年度）
第1号被保険者数	32,844	10,956	10,960	10,928
前期（65歳～74歳）	15,043	5,001	4,997	5,045
後期（75歳～）	17,801	5,955	5,963	5,883
後期（75歳～84歳）	11,146	3,730	3,740	3,676
後期（85歳～）	6,655	2,225	2,223	2,207

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

(2) 標準給付費

標準給付費は、介護給付・予防給付の費用額の合計で、下表のように市が国保連合会を通じて介護サービス事業者に支払う総給付費に、食費・居住費の自己負担を軽減するために設けられた「特定入所者介護サービス費等」、1か月の利用料が一定の額を超えた場合に給付される「高額介護サービス費等」、医療と介護の両方を利用した場合に自己負担を軽減する「高額医療合算介護サービス費等」、認定審査時にかかる「審査支払手数料」を加えて算出します。

第7期計画期間の3年間で約105億6,246万円を見込みます。

	合計（円）	第7期		
		2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）	2020年度 （平成32年度）
標準給付費見込額	10,562,464,855	3,390,947,732	3,484,949,590	3,686,567,533
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	9,654,718,638	3,102,998,382	3,182,599,166	3,369,121,090
特定入所者介護サービス費等給付額	592,508,569	191,382,532	197,478,255	203,647,782
高額介護サービス費等給付額	272,491,847	83,180,784	90,645,915	98,665,148
高額医療合算介護サービス費等給付額	31,077,447	9,500,874	10,336,830	11,239,743
算定対象審査支払手数料	11,668,354	3,885,160	3,889,424	3,893,770
審査支払手数料一件あたり単価		82	82	82
審査支払手数料支払件数（件）	142,297	47,380	47,432	47,485

(3) 地域支援事業費

	合計（円）	第7期		
		2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）	2020年度 （平成32年度）
地域支援事業費	486,881,312	161,485,000	162,292,425	163,103,887
介護予防・日常生活支援総合事業費	250,247,075	83,000,000	83,415,000	83,832,075
包括的支援事業・任意事業費	236,634,237	78,485,000	78,877,425	79,271,812

#### (4) 第1号被保険者の保険料

本市の介護保険料基準月額、国の試算方法により第1号被保険者の第7期介護保険料の基準月額は、5,967円に設定します。

	第7期
保険料基準額（月額）	5,967
準備基金取崩額の影響額	132
準備基金取崩額	51,400,000
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	0
財政安定化基金拠出金見込額	0

#### (5) 所得段階別第1号被保険者の第7期介護保険料

第1号被保険者の保険料は、所得に応じた負担となるように、13段階の保険料に分かれています。基準額に負担割合をかけて、100円単位で端数処理しています（100円未満切り捨て）。

新段階	対象者	負担割合	保険料 (年額)
第1段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.45	32,200
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の人	×0.75	53,700
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第2段階以外の人	×0.75	53,700
第4段階	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	×0.90	64,400
第5段階	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる人で、第4段階以外の人	×1.00 (基準額)	71,600
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	×1.20	85,900
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	×1.30	93,000
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円未満の人	×1.50	107,400
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円未満の人	×1.70	121,700
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が700万円未満の人	×1.80	128,800
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が900万円未満の人	×1.90	136,000
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,100万円未満の人	×2.00	143,200
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,100万円以上の人	×2.10	150,300

## ●●● 5 介護保険料の円滑な運営（適正化計画） ●●●●

### （1）要介護認定の適正化

介護認定審査会を設置して介護の必要の有無や程度について審査・判定を行います。

また、要介護認定の基準については、公平性と客観性の観点から全国一律の基準が用いられており、どの調査員においても同じ結果となることが望ましいため、その平準化に向けた取り組みを行っていきます。

### （2）ケアプランの適正化

利用者の自立支援に資する適切なケアプランの作成に向けて、市内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが作成するケアプランの点検を実施、検証し、利用者の自立支援に資するよう助言・指導を行い、適切なサービス提供の推進に努めます。

また、研修会や事例検討会、情報提供・交換を行い、必要な知識や情報を提供し、ケアマネジャーの資質の向上に努めます。

### （3）住宅改修、福祉用具の適正化

申請時に提出される各種書類から、利用者の自立に資する住宅改修が行われているか審査を実施するなど、適切な住宅改修が行われるよう努めます。

また、要介護認定の軽度者への福祉用具貸与について、自立支援の機会を阻害することがないよう確認するとともに、軽度者に自立支援の妨げる可能性のある福祉用具を貸与していた場合は、ケアマネジャーに対して指導を実施します。

### （4）縦覧点検、医療情報との突合

国民健康保険団体連合会（国保連合会）の給付実績をもとに、介護保険と医療保険を重複請求している事業者がないか確認作業をするとともに、疑義のある事業者については、文書照会やヒアリング等を行い、必要に応じて返還請求を行うなど、介護給付の適正化を図ります。

### （5）介護給付費通知の送付

利用者に対して、実際に事業者を支払われている金額を再確認し、請求誤りや不正請求等を自ら発見し、適正なサービス利用を促すため、介護給付費に関する情報について利用者個人宛てに通知します。

また、介護保険の正しい利用法について周知し、市民の適正なサービス利用を促進します。

## 第7章 計画の推進

### ●●● 1 計画推進のための環境整備 ●●●●

#### (1) 計画の周知

基本理念の「高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと安心して暮らすことができる地域づくり」の実現に向けて、市民、各種団体、行政が目標を共有できるよう、本計画を広く公表します。

多くの市民が計画を入手できるよう、市広報への掲載、概要版の作成をするとともに、社会福祉協議会やサービス提供事業者など、関係団体への周知を行います。

#### (2) 計画の総合的な推進体制

本計画の推進にあたっては、福祉・保健・医療の枠を越えた総合的な体制で高齢者施策の充実を図っていきます。社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体、自治会、民生委員児童委員、医療機関、サービス提供事業者など、幅広い関係機関との連携・協働を進めることで、多様な施策・サービス提供を実現していきます。

#### (2) 地域の特性によるサービス提供体制の強化

高齢者の実態や住民ニーズを把握し、地域の特性に応じて多様なサービス提供ができる体制を維持強化します。

### ●●● 2 計画の進捗管理と評価 ●●●●

各事業について毎年度計画値に基づき進捗管理を行い、事業の実施状況を評価・検証するとともに、その結果を「甲州市介護保険運営協議会」に報告して意見を仰ぎ、その結果に基づく対策を適時、実施していきます。また、必要に応じて方針の見直しを行います。

## 参考資料

### ●●● 1 策定経過 ●●●●

年月日	内容
2017年（平成29年） 1月16日～ 1月31日	アンケート調査の実施 対象者：① 65歳以上高齢者、② 要介護認定者 （調査結果の概要は、9～15ページに掲載）
3月30日	第3回 甲州市介護保険運営協議会 ○ アンケート調査（ニーズ調査）の集計・分析結果について
7月7日	第1回 甲州市介護保険運営協議会 ○ 介護保険運営協議会について ○ 介護保険制度について ○ 介護保険事業の状況について ○ 介護予防事業について ○ 地域包括支援センター事業について
10月3日	介護保険事業計画策定部会（第1回） ○ 甲州市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の概要
11月2日	介護保険事業計画策定部会（第2回） ○ 甲州市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画のポイント ○ 介護保険事業計画における将来推計人口等について ○ 計画期間における整備計画について
11月14日～ 11月16日	甲州市内介護事業所連絡会 ○ 介護保険事業計画における施設・居住系サービス等施設整備における 需要調査
11月20日	介護保険事業計画策定部会（第3回） ○ 介護保険事業計画における施設・居住系サービス等施設整備について ○ 介護離職ゼロ分のサービス別見込み量について ○ 地域医療構想における病床からの移行分のサービス必要量について ○ 長期入院精神障害者の地域生活への移行に係る介護サービス見込み量 について ○ 甲州市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の概要
12月7日	介護者の会「四つ葉の会」定例会 ○ 甲州市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について （意見交換）
12月13日	介護保険事業計画策定部会（第4回） ○ 甲州市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）について ○ 計画の展開（基本目標）について
12月21日	第2回 甲州市介護保険運営協議会 ○ 甲州市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）について

年月日	内容
2018年（平成30年） 1月17日	介護保険事業計画策定部会（第5回） ○ 甲州市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）について ○ 介護保険料（案）について
1月22日	第3回 甲州市介護保険運営協議会 ○ 介護保険料（案）について ○ 甲州市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）について
2月5日～ 2月23日	パブリックコメントの実施 ○ 素案を市役所窓口やホームページで公表し、意見を募集
2月7日～ 2月23日	甲州市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定について庁内関係より 意見聴取
3月16日	介護保険事業計画策定部会（第6回） ○ 甲州市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について ○ 山梨県からの計画に関する指摘事項について
3月26日	第4回 甲州市介護保険運営協議会 ○ 甲州市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について

●●● 2 甲州市介護保険運営協議会委員名簿 ●●●●●

	氏名	備考
被保険者代表	鶴田 甲 敬	第1号被保険者
	深田 信 子	第1号被保険者
	深澤 告	第2号被保険者
	荻原 五十鈴	第2号被保険者
指定介護サービス事業者 又は 指定介護支援事業者代表	齋藤 順 一	甲州市医師会代表
	宿澤 恵 理	甲州市歯科医師会代表
	守屋 英 一	甲州市介護サービス事業者連絡協議会 介護保険施設部会会長
	古屋 千 智	甲州市介護サービス事業者連絡協議会 居宅介護支援部会会長
公益代表	中村 功	甲州市社会福祉協議会会長
	佐藤 多賀子	甲州市男女共同参画推進委員会委員長
	雨宮 主 計	甲州市区長会会長
	日向 正 臣	甲州市民生委員児童委員連絡協議会会長



---

---

## 甲州市高齢者いきいきプラン

(甲州市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画)

2018年度～2020年度

発行年月／2018年（平成30年）3月

発 行／甲州市介護支援課

〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1

☎0553-32-5066

---

---